

平成27年度民事事件担当裁判官事務打合せ

アンケート回答

- 問1 民事裁判の質について、日頃考えていることをお書きください。裁判の質とは何か、その現状や課題はどうか、工夫している点はあるかなど、どのようなことでも結構です。 1
- 問2 自分が裁判長になったときに、どのような合議（期日合議、心証合議、判決起案等）をしたいと考えていますか。そのために裁判長を始めとする各構成員はどのような役割を果たす必要があるのでしょうか。 8
- 問3 充実した合議が行われて裁判の質が向上したという事例、あるいは、合議が上手くいかずに終局段階で難渋したという事例を紹介してください。また、そのようになった要因についてもお書きください。 15
- 問4 審理の途中から単独事件を付合議にした（あるいは付合議にすることを検討した）事例を紹介してください。また、どのような点を考慮して付合議にした（あるいは検討した）のかも、お書きください。 21
- 問5 自分が部総括裁判官になったときに、部全体としての事件処理という観点から、合議事件に関与する以外に部内で行いたいと考えている取組を紹介してください。 25
- 問6 あなたの行っている標準的な争点整理を念頭に置いて、口頭議論の在り方（特に心証開示や証明権行使等）、争点の確認・記録化の方法、計画的審理の実施について、日頃考えていることをお書きください。現状や課題はどうか、工夫している点はあるか、当事者の受け止めぶりはどうかなど、どのようなことでも結構です。 29
- 問7 裁判所自身が、中心的争点や審理の見通しを適切に把握できない場合としては、どのような場合がありますか。また、そのような場合、どのように対応していますか。 39
- 問8 争点整理が上手くいった事例を紹介してください。また、その要因についてもお書きください（自分が担当した事件であれば、合議でも単独でも構いません。また、現在の所属庁のものでなくとも構いません。）。 44
- 問9 争点整理が上手くいかなかつた事例を紹介してください。また、その要因と採り得た方策について、事後的な考察で結構ですのでお書きください（自分が担当した事件であれば、合議でも単独でも構いません。現在の所属庁のものでなくとも構いません。）。 50

(注) 問4は、事例を抽出して掲載した。また、回答は、民事局で整理した上で掲載している。

問1 民事裁判の質について、日頃考えていることをお書きください。裁判の質とは何か、その現状や課題はどうか、工夫している点はあるかなど、どのようなことでも結構です。

回答1

事件処理に当たって、手続面では、適正迅速に裁判を進めること、特に一定の納期を意識するように心掛けており、内容面では、当該紛争の実体や本質を理解した上での裁判となるように心掛けている。民事裁判の質といったものは、当事者ひいては国民から評価されるものであろうと思われるが、これら的心掛けが、民事裁判の質の向上につながるのではないかと考えている。そのために、1回の期日を無駄にしないように、手続面及び内容面での事前準備を適切に行うことを心掛けている。

回答2

次のような点に留意しています。

- ① 判決、和解のいずれであっても、事案の本質を捉え、当事者が納得するか否かはともかく、裁判所として、結論を左右する基準と判断の決め手となったポイント（事実、証拠）を指摘すること
- ② 判決であれば、上記①を明示した上で、論理的で分かり易い説示を行うこと
- ③ 和解による終局解決が望ましい事案である可能性を常に考え、適切な時期に、当該事案と当事者にとって公平でバランスのとれた解決のあり方を提示すること

回答3

- 1 質の高い民事裁判とは、事件の実態と当事者が判断を求める事項を踏まえ、重点的に判断すべきポイントを早期かつ的確に把握し、当該事案を当事者の満足度を最大化する形で解決するとともに、類似事案においても指針となり得る通用力のある解決策（和解・判決）を提供する裁判をいうと考えている。
- 2 現在の裁判の質については、民訴法施行直後に比して落ちているという証拠はないし、当事者や国民の評価が下がっているとも思われない。民訴法施行後に行われた大規模な利用者調査（平成13年、平成18年、平成23年）の結果をみても、裁判の評価に対する有意な変化はみられない。

当事者の権利意識の高揚、弁護士増加を背景とする依頼者と弁護士の関係の変化などが言われるが、どの時点と比較してのものであるかが明確でないし、利用者調査等に明確に現れているわけではない。例えば、裁判を起こした理由として権利実現を重視する人の割合は増えてはいない。また、弁護士に対する利用者の評価は平成18年よりも平成23年の方が高く、若手弁護士が当事者のメッセンジャーと化し、それが裁判の質の低下につながっているとすれば、利用者の満足度が高まるとは思えない。

さらに、統計に基づいて長期未済事件の増加や争点整理期間の長期化がいわれるが、前者については破産による中断や肝炎訴訟等の影響を踏まえたものか疑問があるし（当庁の長期未済の約2割は中断事件であり、肝炎訴訟も含めると約4割弱にもなる。）、後者については人証調べ開始後終局までの期間は短縮し、人証調べを経ない和解が増えているこ

とを踏まえれば、以前よりもしっかりと争点整理をし、和解成立にも努めた上で人証調べを行っていることの現れとみることもできるのではないか。

3 裁判の質をより高めるために、①重点的に判断すべきポイントを早期かつ的確に把握することを目的として、和解又は判決前に当事者本人の出頭を求めて話を直接聞き、暫定的な心証を開示した上で、反論まで聞くようにする、②判断の通用力を高めるため、部の他の裁判官の意見を聴き、類似裁判例についてできる限り広く調査した上で和解案の提示や判決を行うように心がけるなどの工夫をしている。

回答4

民事裁判の質とは、国民の信頼に足る紛争解決を行うことにあると考える。そのためには、①判断の結果・内容の正当性、②裁判プロセスでの利用者の納得を得ることが必要である。これらを満たすためには、裁判官自身が、日々の研鑽を怠ることなく、適正な裁判を実現するとの志を維持しながら事件処理を行うことが要請される。しかし、個々の裁判官の知識・経験・能力には限界があり、特に、専門的な知識を要する事件や先例の乏しい事件については、難渋することが予想される。裁判官としては、自己の経験のみに頼らず、専門家や他の裁判官の知恵を取り入れるなどして視野を広げ、事件の個別性に応じた合理的な審理を行うとともに、第三者からの批判に耐えうる説得力ある判決をすることが必要と考える。

部の機能活性化の観点からは、年齢・経験の異なる裁判官が、様々な視点から知恵を出し合い、合議を積み重ねる中で深みのある結論を導いていくことが、民事裁判の質を高める最も効果的かつ現実的な方法であろう。

なお、当部では、専門家や当事者の知識・経験を活用するため、専門委員・調停委員の積極的な選任、当事者によるプレゼン形式での説明会の実施を行っている。また、部による取り組みとして、個別事件の審理の進め方や判断の方向性について裁判官同士による相談のほか、事件数の多い過払金返還請求訴訟の事件処理のルール化、裁判所時報の読み合わせなどを行っている。

回答5

敗訴当事者にも納得される裁判、少なくとも国民一般の目線から見て裁判所の判断がやむを得ないものと思われるような裁判となっているかが問われているように感じている。

裁判の質を高めるためには、判断（主文）に至るまでの理由の説示や手続保障の面での配慮が必要である。細部まで記録を検討し、当事者と十分に議論しているつもりであるが、自分独りでは問題点に気付きにくいため、部内の裁判官と意見交換（模擬合議）をするなどして多角的な視点から検討を行った上で、裁判を行う必要があるように思う。

回答6

- 1 質の高い裁判とは、記録検討、法律・判例調査などの事前準備を十分に行い、当事者の主張立証、言い分を傾聴することにより、正しく紛争の本質、争点及び事実関係を理解し、合理的期間内に法律及び条理に従った解決（説得力ある判決の言渡し又は合理的な和解等）を分かりやすく提示する裁判であると考える。
- 2 我が国の裁判の質は、他国との比較においても、概ね誇れるものであると理解している。

しかし、現状に満足することなく、当事者・弁護士からの意見、民事訴訟利用者意識調査の結果、自らの担当事件に係る平均審理期間、和解率、控訴率、控訴後の審理状況・判決変更率及びその理由などを意識しつつ、より質の高い裁判を目指す必要がある。

3 工夫している点としては、適切な争点整理及び速やかな判決言渡しのため、新様式判決の争点及び主張までの部分の作成を争点整理手続終了までに終えている。また、求釈明、心証開示等は分かりやすい言葉で行うようにしている。個別事件の審理に必要十分な時間を割けるよう、合議事件を含む担当事件全体を計画的かつ効率的に処理し、未済事件数が多くなりすぎないよう努めている。

回答7

裁判所がよって立つ価値判断とは異なる観点からの批判にも耐えられるよう、多角的な視点からの検討がされ、当該事案の判断に当たって必要な専門的知見や社会的知見が判断過程に反映されている裁判が質の高い裁判といえるのではないかと考えている。

まず、多角的な視点からの検討という点では、価値判断や評価が分かれそうな事案では、合議に付することによってこれが可能であるから、そのような事案では合議に付することを遠慮なく申し出るようしている。

次に、専門的知見が必要な場合、当事者からの立証だけでは不十分なことが多く、裁判所も専門分野における経験則が不足しているので、専門委員の活用、付調停を常に念頭に置いて訴訟運営している。また、当該事案の分野に関する経験則、背景事情等の社会的知見が必要と思われる事案では、当事者に裁判所が必要としている社会的知見を指摘した上、これを立証してもらっているが、現在のところは調査嘱託の活用などによって第三者から社会的知見を得たことはなく、今後どのように活用するかが課題である。

回答8

民事裁判の質とは、双方当事者の主張を十分に把握、理解した上で、経験則に基づく適切な事実認定を行い、これに法令を正しく適用して、妥当な判断を示すことにあると考える。ただし、民事裁判が紛争解決の手段として社会から受け入れられるためには、単に最終的な判断が妥当であることのみでは足らず、適切な時期に判断が示されることが重要である。

回答9

何をもって「質の高い裁判」であると見るかは、当該事案において裁判所に求められる役割に応じて変わってくるものであると思う。

すなわち、政策形成訴訟や波及効の大きな事案等においては、当該事案の解決にとどまらず、新たなルールを作る役割が期待されるため、必要な専門的知見等を的確に取り入れ、これに基づき様々な視点から検討し、その汎用性についてまで配慮した判断をすることが求められることになり、そのような観点からの「質の向上」を図る必要がある。

他方、標準的な民事事件における「質」とは、基本的には訴訟当事者の満足や納得という観点から評価されるものであると思われる。そこでは、緻密さよりも「すわり」のよさを重視したある程度ラフな審理、判断が望まれたり、迅速さよりもじっくりと時間をかけて双方の対立を解きほぐしていくプロセスが求められたりする。そして、そのような当事者のニ

ズにも配慮した訴訟運営がされることが、質の高い裁判として国民の信頼につながっていくのではないか。

全体として裁判の質を向上させていくためには、このように、裁判所に求められる役割を事案ごとに的確に認識し、合議と単独の割り振りも含め、メリハリをつけて審理、判断をしていく必要があると考える。

回答 10

民事裁判は、紛争解決手段の一つなので、その機能が十分に発揮されていることが「民事裁判の質」が高いといえるのではないかと考えている。

判決であろうと和解であろうと、裁判所が関与したからこそ紛争が解決したということが、すなわち機能が十分に発揮されているといえるのではないか。判決の場合には、裁判所が一つの見解を示すことが求められていることは明らかだが、和解の場合にも、やはり裁判所が全く見解を示すことなく、和解の斡旋をするのは困難と思う。いずれにしても、当該事案における裁判所の見解をなんらかの形で示すことによって、裁判所が関与したからこそ紛争が解決したといえると思われる。

なお、民事事件においては、時には、紛争の原因と裁判として判断すべき点とが一致しないときもある。当事者（特に本人）が求める紛争の原因の解決が法的にはできない、あるいは司法が立ち入ることができない部分であるときには、そうであることを明確に示すことも裁判所の見解を示したことになると思う。当事者の主張が、民事裁判の枠外での対立であれば、その点には立ち入らないこと、すなわち、当事者の主張・対立に振り回されないことも、「民事裁判の質」の確保には必要と思われる。

回答 11

これまで、主として迅速適正な裁判を目指しており、裁判の質についてはあまり意識してこなかった。そのため、今回考えた内容ということになるが、日頃代理人に対して求めている質的な要素が、そのまま裁判にも当てはまるのではないか。例えば、争点を適切に把握し、本筋から逸れた点について不必要的審理をしないこと、判断すべき点に正面から答えること、証拠に裏付けられた説得的な理由付けをすること、不利な事実に目をつぶすことなく説明すること等である。また、高裁勤務時に行政事件の1審判決について感じたことだが、専門部の判決はおおむね質が高いものであった。これは、担当裁判官が行政事件について豊富な知識を持っているため、当事者の主張に惑わされることなく、本来判断すべき点を適切に把握し、当該案件にふさわしい判例等による裏付けの下、説得的に論じができるためであると考える。行政事件に限らず、やや専門的な知識が必要な事件は今後も増えていくであろうが、裁判所が当事者と同程度以上の知識を持っていなければ、当事者の期待に応える裁判はできないと思う。なお、一般民事紛争についても、自ら情報を収集し、当該事件についての理解を深めることは心がけている。

回答 12

民事裁判の質は、限られたリソースを利用して、紛争の実態を明らかにして、公平妥当な解決を図ることにあると考えられる。

現在の裁判の質について、一般の国民が民事裁判の全体像をつかむのは難しいであろうし、当事者はどうしても自己の主張が認められたか否かに目が向きがちであろう。評価として有意なのは、当事者に主張立証の機会が与えられたか、手続を通じて問題の所在と相手方の立場を認識することができたかという、手続保証の面からのものであると考えられる。

裁判官としては、当然のことではあるが、それぞれの事案において、早期に問題の所在を的確につかみ、それについて当事者と共通の認識を形成し、必要十分な主張立証の機会を確保することを地道に実践すること、具体的には、事前に提出書面を読み込んだ上で、期日に活発な議論をすること、判決において当事者のいいたいことに正面から判断を示すことなどが重要であると思われる。また、判断内容についていえば、ある程度経験を積んだ裁判官こそ意識的に、さまざまな事柄に关心を広げ自己研鑽に務める必要がある。

回答13

民事裁判の質とは、民事裁判による紛争解決が、これを利用する国民の期待に応えられるレベルに達しているか否かであり、裁判官の立場からこれを評価することは難しいが、裁判官それぞれの能力の限界や得手不得手も考えると、裁判官個々人の努力だけで民事裁判の質を保つことには限界がある。自らが努力すれば必ずや最良の紛争解決ができるのではないかという考えは、必ずしも間違っているわけではないが、それだけでは自己満足であり、民事裁判の質を高めるという目標の達成は困難である。もちろん、裁判官が自らの弱点を克服する努力を怠り、安易に他の裁判官や合議体の知恵を借りようとすることがあってはならないが、自らの弱点を補うために他の裁判官や合議体の知恵を借りることに躊躇や抵抗を覚える必要はなく、むしろ、自らの弱点を的確に自覚した上で、適時適切に他の裁判官や合議体の知恵を借りられるようになることも民事裁判の質を高める上で必要とされているのではないかと考える。

回答14

- 1 民事裁判の質とは、結論の妥当性及び結論に至る理由の説得力であると考えている。多くの事件（単独事件）においては、当事者（特に敗訴当事者）の主張を十分に理解した上で適切に証拠を評価することで結論の妥当性は確保でき、敗訴当事者の主張に対する判断を理由中で丁寧に示すことで理由の説得力が確保できるものと考えている。
- 2 近時、民事裁判について連日報道がされるなど民事裁判に対する社会的関心が増しており、そのような関心が向けられる民事裁判（主に合議事件だが、単独事件も関心を集めるものもみられる。）については、当事者からの批判のみならず、様々な立場からの批判や検証にさらされており、民事裁判において顕在化した社会に存在する利害の対立について裁判所が適切にその調整を行うとともに、当事者以外の影響を受ける者や関心を有する国民に対する関係でも、説得力をもった判断を示すことが求められている。このような事件については、合議を活用するなどして多角的な観点から検証して、当事者に対する影響のみならず、社会に与える影響や社会一般の認識等をも意識して、批判に耐え得る法的理論及び法的価値観を踏まえた判断を示す必要があると考えられる。

回答15

民事訴訟法2条において、裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるよう努めなければならないと規定されていることにかんがみれば、民事訴訟における質の高い裁判とは、①当事者双方に十分な主張立証の機会を与えた公平な訴訟手続により、②訴訟物について的確に争点を把握して、十分な裁判資料に基づき適正な判断をなし、③さらに、①から②に至る訴訟手続を迅速に進行させることで、早期に紛争の解決を図ることを指すものと考える。

このような裁判を実現するためには、裁判所が紛争の実態や全体像を把握した上で、真の争点を早期の段階で的確に理解することが必要であると考えており、そのために、早期の段階から、当事者との間で率直な意見交換を重ねることを心掛けている。

回答16

質とは本来備わっている特性が要求事項を満たす程度であると考えられることからすると、民事裁判の質とは、いかに適正迅速に紛争解決をなし得るかで左右されるものと考えますが、昨今、訴訟代理人と依頼者との信頼関係に希薄化が見られることや、訴訟代理人の事情聴取能力、法的整理能力等の能力に低下が見られることが上記の阻害要因となっているように見受けられます。争点整理手続をどのようにして充実させていくかが課題であると思われます。

また、裁判所側の事情としても、裁判官といえども期もキャリアも様々であることからすると、裁判官の独立を損なうことなく、いかに裁判所全体で裁判の質を高めていくかが課題であると思われ、その方策のひとつとして合議の充実があると思います。

回答17

民事裁判の質とは、当事者（訴訟代理人）と裁判所が争点についての認識を共通にし、進行について協議ができているか否かで決まるものであり、争点と関連する主要な証拠の評価等について、争点整理の場面で議論が尽くせている場合には、和解にせよ、判決にせよ、当事者の納得が得られる解決が可能となるのではないかと考える。

争点整理について、当事者（訴訟代理人）が協力的である場合には、積極的に進めることができるが、非協力的である場合や主張が不十分な場合に、どの程度釈明権を行使して積極的に進めるべきか迷うことがあり、十分な争点整理が出来ていないと感じる場合がある。

回答18

裁判の質とは、当該裁判がどの程度、当事者間の現実の社会的な紛争の解決に資するかという観点から、裁判をみることであり、判決（和解）の内容（結果の妥当性）だけでなく、手続進行過程での当事者と裁判所のやりとりも含むもののように思われる。また、当該事案だけでなく、同種（類似）の紛争の予防又は解決に寄与する程度という観点で、裁判の質を意識することもある。

質のよい裁判を目指すためには、当事者双方の確度の高い主張立証活動と裁判所の的確な訴訟指揮（釈明権の行使等）が必要であり、手続進行を通じて、裁判所と代理人とが紛争の実相を把握し、解決に向けての方向性（何をどのように解決するか。）を共有して、当事者（本人）の紛争解決意欲と能力、裁判（手続）に対する信頼を高めていくことが重要であると思う。

自分の現状としては、経験則等に沿って仮説を立てながら、一応考えられる証拠を提出さ

せた上で、信用できると思われる証拠に基づき、事案全体として流れの整合性等をも考慮して事実認定をして、その事実に法律を当てはめて、同種の裁判例等を参照した上で一定の判断を示す、という形式的な権利判定のカタチであれば、ある程度達成できているように思う。他方で、実質的に見れば、当事者の主張を紛争の実相を把握する程度まで理解できていないという反省点は多い。この点は、代理人の力量不足が指摘され、弁論主義との関係からも難しい問題を孕んでいるとは思うが、標準的な事件であれば、ある程度、訴訟指揮や書記官の進行管理等のやりようでカバーできるのではないか、これまでのノウハウを参考に事案に応じて実践するほかにないと感じている。ときに、自分自身の、紛争の実相（当事者が何を裁判所に求めているかも含む。）に迫るための能力（想像力、洞察力といわれる類のものだろうか。）に不十分さを感じることがあり、この点が課題である。

工夫とまでは言えないレベルのものであるが、提出された書面等の疑問点は、その後の期日等で速やかに指摘して回答を求めて他方当事者と共有する、争点整理手続の終盤では、争点とそれに対応する証拠（できれば証拠の評価に関する双方の主張も合わせて。）を示して、当事者と認識が齟齬しないように心がけている。また、法的観点から整理された準備書面だけでは事案が把握し難い場合には、先に時系列に沿った簡単な陳述書の提出を求めて、ある程度の事実関係を確認した上で、法的主張の整理、検討を指示することもある。さらに、係書記官や他の裁判官に、事案の見立てについて意見を聞くことが、自己の仮説を多角的に検証すること役立っていると感じることは多い。

問2 自分が裁判長になったときに、どのような合議（期日合議、心証合議、判決起案等）をしたいと考えていますか。そのために裁判長を始めとする各構成員はどのような役割を果たす必要があるのでしょうか。

回答1

- 1 期日合議では、数期日先や結論の見通しを持った上で、当該期日の進行を合議したいと考えている。もっとも、全ての事件で毎回、このような合議をする必要があるともいえないから、事件の進行状況等によって、メリハリをつけて合議をすることができればよいと考えている。
- 2 心証合議では、主任ではない陪席裁判官が合議に実質的に参加することができるよう、合議をする日時を決め、事前に合議メモ及び事件記録をそれぞれ検討した上で、合議を実施することができればよいと考えている。内容的に複雑で判断に迷うような事案の場合には、まず、内容や判断のポイントについて合議をして整理し、合議体で問題意識を共有した上で、改めて主任裁判官に検討してもらい、再び合議するといったように、段階的に進めることもあってよいと考えている。
- 3 判決起案等では、主任裁判官が検討点や方向性等に迷った場合に、適宜、合議を重ね、主任裁判官による起案で、ある程度まで出来上がるのが望ましいと思われる。主任ではない陪席裁判官には、判決の形式面から、一から見直すというよりは、その起案の内容や結論などの大筋の点を再検討して意見を述べたり、起案を直したりし、裁判長は、その上で起案の最終的な仕上げを図る点に集中することができればよいと考える。
- 4 このためには、合議体において、それぞれの役割を理解することができるように日頃から協議するとともに、相談や合議の希望、合議における意見等を述べやすい環境や関係性を築くことが必要ではないかと思われる。

回答2

- 1 経験上、右陪席に対して記録の読み込みまで求めるのは厳しいと思われますので、基本的には、次のとおりを考えています。

主任裁判官（左陪席裁判官）とは、期日毎に十分な合議を行い、意見が分かれたり、判断が悩ましい事案については、適宜、右陪席裁判官を交えた合議を行う。なお、当事者に交付するかどうかは別として、弁論準備の後半段階では、主張整理案か争点整理一覧表を作成することにより、共通認識が形成できていること及びそれが文章化できることを確認したい。

基本パターンとしては、尋問前に、時系列や主張整理案、争点整理一覧表、参考裁判例、重要書証と人証予定者の陳述書の写し等をもとに、左陪席から解説的なプレゼンテーションをしてもらい、尋問後にじっくりと合議を行い、右陪席からは、第三者的な視点から反対意見を含めた積極的な意見を受けたい。

判決になる場合は、弁論終結前後に判決の構想が練られていることを確認の上、起案作業に臨んでもらいたい。

- 2 それぞれの役割（要点）としては、左陪席は徹底した記録の読み込み、合議資料の作成、

右陪席は合議資料をもとにした積極的な意見の提供、裁判長は的確な指導と良い雰囲気作りが重要ではないかと考えています。

回答3

合議は時間とテーマを決めた形で行いたい。左陪席の際に所属していた刑事部ではそのような合議を行っており、右陪席も実質的に関与した上で充実した合議ができたと感じているからである。その際は、終了時間も決めた上で、その時間内で終えることを原則としたい。右陪席にも関与を求める以上、合議時間を合理的な範囲にとどめることは必須であると思う。会議と同じでかけた時間と判断の質は必ずしも比例しないという意識を持つことが必要であると考えている。もとより自然発生的な合議についても大切にすべきである。

合議の程度としては、主任以外の陪席裁判官も「自分の事件」として事件処理をしたと実感し、十分に関与できなかったという後ろめたさを感じることのないものをを目指したい。自分の経験からしても、裁判長と左陪席、書記官が皆で解決の充実感を味わっている輪の中に加わることができなかったときに、強い疎外感を覚えるからである。

そのためには、左陪席は、第一次的な記録検討と基礎的な法令・判例の調査を踏まえて合議メモを作成し、裁判長は合議メモを踏まえた記録検討を行って左陪席とともに口頭の合議を行うべき事項を整理し、右陪席は合議事項の検討に必要な範囲で記録に目を通して合議に参加するべきであると考える。

回答4

裁判長としては、各構成員が対等な立場で意見交換できる雰囲気を日頃から醸成し、全員で議論ができるようにあらかじめ合議の時間を決めておく（例えば期日前日の夕方）。主任裁判官としては、期日メモのほか、文献や重要な書証の写しを準備する、和解案には結論のみならず、事実認定の心証形成や金額算定等のコメントを付すなどして、全構成員が、実質的な議論ができるように合議資料を充実させる。陪席裁判官としては、合議資料に目を通して、積極的に意見を述べるようにする。

回答5

とにかく自由闊達な議論を行いたい。陪席の中には、外部や専門部で勤務した経験を有する者などがあり、そうでなくとも、事件に関して他の視点からの意見を聞くこと、（反対意見・疑問を述べる者を説得するために、あるいはそうでなくとも）自分の考えを整理することは、裁判の質を確保するために有用なことであると思われる。

裁判長は、自由闊達な議論を行う雰囲気作りや、構成員が十分な議論を行うための時間帯の確保、主任裁判官に対するメモ・資料等の準備に関する明確な指示などが求められるよう思う。また、右陪席は、記録を十分に検討していないからといって意見を述べることを躊躇しないほか、必要に応じて（特に尋問直前などの節目となる時期には）記録を検討し、気付いた点を合議で指摘するといった役割を果たす必要がある。

回答6

1 部の限られた人的資源により最大限の成果を出すために、合議事件の類型・難度、合議

事項の重要度、各裁判官の繁忙度等に応じた合議を行うべきである。

- 2 主任裁判官（主に左陪席）には、記録検討及び法令判例調査の上で、充実した合議メモの作成、主張整理案の作成、質の高い判決起案などの役割を果たすべきである。なお、合理的事務分担及び育成の観点から、経験が浅く基本的に単独事件を担当できない左陪席が主任裁判官を務めるべきであると考えるが、部の構成、各裁判官の経験・繁忙度、事件数等に応じて一部の事件で右陪席が主任裁判官を務め、又は主任裁判官を分担することもあり得る。
- 3 右陪席の合議事件に対する関与の在り方は、合議事件の審理及び判決の質の向上にとって有益であるべきで、かつ、単独事件の円滑な処理と両立するメリハリのきいたものである必要がある。右陪席にどの程度の関与を求めるか（記録検討、法令判例調査、左陪席判決起案の添削の要否等）について、部総括は、一般的方針を示すとともに、個別の事件でも要望事項を明らかにすべきであろう。

回答7

合議では3人の裁判官による多角的な視点からの検討ができるというメリットがあるので、そのためには、構成員それぞれが有する異なる経験、価値観等に基づいた意見を手続及び実体判断に反映できる合議にしたいと考えている。もっとも、右陪席に全件について単独事件と同様の関与を求ることは現実的には難しいものと思われる。そこで、右陪席には事案、手続の段階に応じたメリハリのある関与を求め、合議のメリットを最大限に生かせるようにしたい。そのためには、裁判長は、事案全体を把握し、終局段階までの手続の進行を見据えた上で、当該事案において右陪席に求める関与の程度、段階等について他の構成員と協議し、認識を共通にする必要がある。右陪席は、事案や手続の段階に応じた関与をすることになるが、波及効のある事件、価値判断の左右する事件では、深い関与が求められるであろうし、事案の性質上、深い関与をしなかった事件においても大局的な観点から意見を述べる必要がある。左陪席は、主任裁判官として、また、裁判長や右陪席が上記のような役割を果たすことができるよう、裁判長や右陪席から当該事案について説明を求められれば、的確な説明がいつでもできるように記録を読み込み、問題点を把握しておく必要がある。

回答8

合議については、特に期日合議を充実させ、その中で、隨時、心証合議も行っていきたいと考えている。具体的には、合議事件開廷日の前日又は前々日に構成員全員が集まる時間を取り、左陪席が作成した合議メモに基づいて、全件について議論する機会を設けたい。その際、事件に応じたメリハリを付けることが重要であり、特に問題のない事件については簡単に期日の予定を確認する程度で良いであろうし、逆に証拠の採否等の訴訟進行上の問題や事実認定上又は法解釈上の問題がある事件については、時間をかけて議論すべきである。

基本的には、主任である左陪席が記録を読み込み、各事件ごとに議論の必要性を考慮して、それに見合った合議メモを作成し、それに基づいて合議が行われるべきであるが、経験の乏しい左陪席が議論の必要性やタイミングを見誤っているような場合には、事前に裁判長から議論すべき点を指摘することも必要と思われる。

右陪席については、必ずしも記録を読み込んだ上で合議に参加する必要はないと考えるが、

左陪席の説明や合議メモをふまえて、積極的に疑問や意見を述べることにより、合議体としての議論を深める役割が期待される。左陪席には、右陪席が議論に加わるような説明ないし合議メモの作成を期待したい。

裁判長については、合議に際して先に自己の意見や結論を述べてしまうと、その後の議論が深まり難くなることから、陪席が自由に議論できるように配慮すべきである。他方で、合議体としての結論が定まった後は、左陪席が判決起案で悩むことがないように、結論に至る道筋まで具体的に示すことも必要と考える。

回答 9

- 1 できるだけフラットな関係で、それぞれの経歴や得意分野等に根差した持ち味をしっかりと發揮できるような合議をしたいと考えている。
- 2 裁判長は、自分なりの見通しや心証を持ちつつも、まずは陪席の意見を聴き、それをできるだけ尊重し、柔軟に取り入れるとともに、自身の考えを批判的に検証しながら、適宜軌道修正していくスタンスで臨むことが必要である。
- 3 主任裁判官となる陪席は、審理を進めていく上で必要な情報を的確に収集して構成員に提供するとともに、議論の叩き台となる自らの意見や疑問点等を忌たんなく述べ、議論を活性化することが求められる。
- 4 主任裁判官でない陪席には、一步引いた立ち位置から、主任裁判官や裁判長の議論を第三者的、批判的に検討し、新しい視点を提供する役割が期待される。

回答 10

事件の進行程度に応じたメリハリのある合議をしたい。ただ、日頃の合議の積み重ねもまた、重要であり、訴訟の初期段階だから合議は短く、尋問前あるいは終結直前だから時間をかけるという単純なものではないのであって、訴訟の進行状況、合議を要する事項の量・内容を考慮して、バランスをとっていく必要がある。

また、多くの合議体では、裁判長と右陪席は単独事件をもっており、心証の合議などまとまった時間を要する合議について、各人の時間の調整が重要と思う。

回答 11

右陪席が合議に参加して意見を述べにくいのは記録を検討していないからである。かといって、右陪席が記録に当たることは、実際には困難な場合が多い。また、期日合議の際は左陪席から説明があるものの、直ちに理解できない場合もある。そのため、現在は、合議事件について、本来記録を読めばわかるなどを含め、日頃から知りたい点を左陪席に逐一尋ね、教示を受けることとしている。個人的には、このようなやり方が最も合議事件に関与しやすいので、裁判長になったときも、日常的に事件について話題にすることで、各構成員の事件に対する理解を深めていきたいと考えている。そのためには、裁判長と左陪席が記録を読み込んで事件を把握しておくことが必要であるし、右陪席は、合議への参加意欲を常に持つておく必要がある。

回答 12

自分が裁判長になったときの合議として、手続のできるだけ早い段階から、事件の終局を意識したものとしていきたいと考えている。そのためには、主任裁判官は、訴状の段階から注意深く記録を検討して早め早めに心証形成をする必要があり、主任でない裁判官は、前提となる事実関係から第一次的にはどのような結論が予想されるかなど、やや離れた立場からであっても積極的に合議に参加することが期待されると考えられる。裁判長は、個々の事件、論点に関する意見を述べることのほか、主任でない裁判官に合議への積極的な関与を促すこと、部全体の事件の状況を見ながらどの事件をどのタイミングで処理するか、波及効のある事件についての同種事件の動向なども踏まえ、どのような判断内容にするか戦略的に意識しながら合議をリードすることなどが必要であると考えられる。

回答13

自分が裁判長になった場合には、裁判長、主任裁判官、非主任裁判官、場合によっては合議体非構成員という部の構成員全員が自分の疑問や意見を気軽に言い合える合議をしたい。様々な疑問や意見を取り入れるのか否か、一つ一つ議論をしながら結論を出していくのは大変骨の折れることであり、高度のリーダーシップが必要となるが、裁判長を始めとする合議体の構成員が、自らの理解が及ばないところや知識の足りないところなど、他の裁判官の知恵を借りて補っていくという姿勢を忘れないことが重要であり、裁判長自らもまたその模範を示すことが必要であると考える。

回答14

1 期日合議については、1回1回の期日をできるだけ充実させるべく、できる限りその時々の暫定的な心証を形成しつつ、判決までを見通した今後のあるべきスケジュールについて合議体で共通認識を持つようにすべきと考える。そうすることで、当事者とも争点等について共通認識が生まれ、より円滑な審理運営が実現されるのではないかと思う。

このような観点からすれば、裁判長として果たすべき役割は、記録を読み込んで事案を十分に把握した上で、自らの経験に基づいて審理の先行きを予想し、主任裁判官に対して適切な期日進行メモの作成をさせ、期日間に適切な準備を行うことができるよう指示や示唆をすることと考えられる。主任裁判官としては、主張や証拠に漏れがないかなど、最終的に判決をすることができるよう、裁判長の気がつかないような細かな点にも気を配つて、提出書面や証拠について吟味し、裁判長に分かりやすく報告することが重要である。主任ではない陪席裁判官としては、期日合議において主任裁判官に対して説明を求め、自分なりの考えを裁判長や主任裁判官に伝えて議論を活性化させ、審理の方向を検証・修正する役割が求められていると考える。

2 心証合議については、上記の期日合議を重ね、証拠調べ前に合議体の各構成員が整理された争点を十分に把握できていれば、それほど負担のない方法で可能ではないかと思う。判決起案についても同様であり、起案までに合議体でしっかりと結論やそれに至る理由について共通認識を持っていれば、問題は少なくなるのではないかと思われる。

回答15

1 実施時期・方法について

時期については、例えば、期日合議であれば期日の前日、心証合議であれば弁論準備手続終結直前の段階等、その目安を予め定めておいて、定期的に行うこととし、また、合議の終了時刻の目処を決めた上で、漫然と合議するのではなくメリハリを付けて議論することを意識できるようにしたいと考えている。

また、合議に当たっては、主任裁判官が遅くとも合議期日の前日までに、裁判長及び他の陪席裁判官に合議メモを提出することとし、特に意見を求める事項については、適宜の方法で伝達することで、各構成員が必要な調査や検討を行うなどの事前準備をした上で充実した意見交換ができるように配慮したい。

2 各構成員の役割

裁判長は、合議すべき事項やその軽重について見極め、適宜に取捨選択する役割を担っていると思われ、そのためには、主任裁判官と情報を密にやり取りして、問題点を早期に把握する必要がある。また、充実した合議を行うためには、上記1で指摘した事前準備が相当重要になってくることから、この点に関する主任裁判官である左陪席裁判官に対する目配りも欠かせないと思われる。

右陪席裁判官は、単独事件の負担を考慮すると、合議のために十分な事前準備を行うことが難しい場合も多いと思われるが、訴訟指揮や争点整理の手法について学ぶことのできる有益な機会であると前向きにとらえて、合議メモを検討して疑問に思った点は、合議において指摘し、積極的に意見を述べることが肝要であると思われる。

左陪席裁判官は、上記1で指摘した方法で、一読して了解可能な分かり易いメモを準備するとともに、合議においても、口頭で適切な説明ができるように記録を十分に検討することが必要である。

回答16

合議について、自然発生的な合議はもちろん大切ですが、個人的には、まとまった合議の時間はとった方が良いと考えています。ひとつには、自然発生的な合議だと相談会のようになってしまい、主任裁判官の検討が疎かになること、また、右陪席を巻き込むことが困難であると思われるからです。

合議の前には、裁判長としても記録（証拠も含む）を検討しておくことが不可欠であると思います。

右陪席に対しては、単独事件の処理との兼ね合いから、必ずしも全件の記録検討までを求ることはできないと思われます。ただし、右陪席としても、左陪席に対し質問をするなどして事案を把握することに努めることが大切であると思います。なお、この右陪席の素朴な疑問や問題提起に対し左陪席がどの程度対応できるかは、左陪席の理解度を試すひとつのバロメーターになるように思われます。

合議の中身については、弁論準備手続終結前までには、どのような証拠に基づいてどのような事実が認定でき、それに基づいてどのような判断をするかといった点まで合議をしておくことが必要ではないかと思います。これさえ行われていれば、判決起案は、主任裁判官が作成した草稿に他の裁判官が順次手を入れていくことで概ね足りるようと思われます。

回答17

合議体の裁判官及び担当書記官が、期日毎の合議を通じて進行や争点整理の状況についての情報を共有することにより、円滑な合議処理を進めていきたいと考えている。

そのためには、左陪席は準備書面や書証を読み込み、必要な検討、調査を行うこと、手続的な問題点について担当書記官との情報共有を密にすることが重要であるが、裁判長は、左陪席の検討結果を踏まえた上で、事件の進行について大局的な観点から主導していくことが重要である。

その際、日頃の会話等を通じて、左陪席や右陪席が事件の心証や進行について意見が述べやすい環境を整えることも重要であり、特に右陪席が積極的に合議事件に関与することは、合議事件の審理の質の向上につながるので、そのような環境をいかに整えられるかが裁判長の役割の一つとして挙げられるのではないか。

回答18

構成員各自の経験や知識に基づく見立てや考えなどを率直に交換した上で、合議体としての意見（方向性）を形成する。なお、期日終了後に、構成員と書記官とで、簡単な振り返りをしてみたい。当該期日での訴訟指揮の問題点、釈明等に対する当事者の反応や言動の評価、次回までの宿題の内容、書面の提出管理上の留意点、今後の進行予定、調書作成上の留意点等を打ち合わせて裁判所の認識を共通にして、期日間の陪席裁判官の準備や書記官の進行管理、調書作成事務が的確にできるようにしておく。

各構成員の役割は、全員が裁判長になったつもりで、進行方針（訴訟指揮）、判断の筋道を検討し、他の構成員に、自己の意見を提案して理解を求める。それぞれの視点からの意見を検討することで、より多角的な検証が可能となる。もちろん、裁判長や右陪席が、経験の浅い裁判官への指導を意識して、合議の進行を工夫したり、交通整理を行うなどの気配りは必要であろう。

問3 充実した合議が行われて裁判の質が向上したという事例、あるいは、合議が上手くいかずに終局段階で難渋したという事例を紹介してください。また、そのようになった要因についてもお書きください。

回答1

1 充実した合議が行われて裁判の質が向上したという事例

工場機械の製造を内容とする請負契約につき、当該機械に複数の瑕疵があるとして、損害賠償等を請求した事案において、それぞれの瑕疵につき、心証合議を行い、それに基づき、和解勧告及び和解案の提示を行ったところ、和解が成立した。その要因としては、それぞれの瑕疵につき、専門的知見を要する難解な問題が含まれていたが、専門委員の説明を参考に、主任裁判官がよく記録を読み込んで検討し、重要な書証をピックアップしたことで、充実した合議を行うことができ、適当な和解案の提示に至ったと考えられる。

2 合議が上手くいかずに終局段階で難渋したという事例

遺言の無効確認を求める事案において、遺言者の遺言能力の有無につき、積極消極の両方向の証拠が存在する一方で、遺言作成時の状況を立証する客観的証拠に乏しく、遺言者に付き添っていた被告が訴訟途中で行方不明になり、事実関係を十分に確定できない状況であったため、結論を出すのに難渋した。

回答2

1 初期の段階から最後まで全員の意見が「なんとなく」一致するよりも、途中の段階で、右陪席や裁判長から別の視点や異なる意見が出され、それまでの方向性が検証できたり、見直しが図られたりするような機会があった方が、より良い判断につながるのではないかと考えています。

2 主張整理や争点整理を行ったものの、当事者のこだわりの強い主張や争点に引きずられた場合は、証拠調べ等を経た後に、やはり事案の本質と若干ずれていますことに気付かされ、判決起案に苦労したことがあったように思います。

回答3

東日本大震災に関する訴訟では、人証調べ前に結論とその道筋を見据えた合議が行われ、判断部分以外が記載された判決書の草稿を踏まえて人証調べに臨んだこともあり、質の高い審理・判断を前提とした和解、判決をすることができた。

他方、裁判長の部総括の異動期を見据えて大規模事件の終結が相次いだ際には、左陪席に起案の負担が集中し、右陪席も自らの単独事件の処理で手一杯となって適切なサポートができなかったため、判決書の作成に難渋して完成が予定から遅れ、点検する書記官にも負担をかけたという事例があった。

回答4

1 成功した例

個人宅の建築工事代金請求で、追加変更工事の有無・金額が主に争われた事例。当事者

から既に詳細かつ大部な主張整理表が出ていたが、細かい工事項目について争いのあるものが多数に上るため、全体像が一見して分からず状況にあった。右陪席が自主的に主張を整理し、現時点での心証もメモ書きして構成員に配布。この結果、工事全体のうち、概ね認められそうな金額と、争いのある工事の箇所、金額、争い方の類型が把握できた。その上で、合議体構成員全員で現地での進行協議を行い（半日）、その後何回か和解期日を経て、最終的に和解成立により終了した。

2 難渋した例

いじめの事案。構成員3名の交代前に証人尋問終了。加害児童・保護者及び被害児童の証人は行われなかった。結審する前後において、いじめ事実の認定、親や市の責任の判断、るべき人証調べ等について、構成員内で意見が分かれ、合議をまとめる段階や、判決起案をする段階で、意見調整に時間がかかった。審理の重要な部分が前合議体の段階で既に終了しており、引き継いだ合議体が能動的に審理に関与できなかったことが原因と考える。

回答5

向上した事例として、証券会社との間で自身の保有する株式を担保とするローン契約を締結し、同社から金員を借り受けた顧客（原告）が、その後担保株式の時価評価額の低下により担保の追加差入れを求められ、ついに担保株式を強制的に売却されてしまったことについて、証券会社の説明義務違反等を主張し、民法709条に基づき、損害賠償を求めた事案を紹介する。

なお、当該ローン契約においては、顧客が差し入れた担保有価証券の時価評価額の一定割合が借入額を下回った場合、担保の追加差入れ等を求め、改善されない場合には差入れ担保有価証券を処分する旨を定める一方で、当該時価評価額の算定に当たっては、監理銘柄等のほか、被告のホームページ上に記載した銘柄を対象外とする（時価評価額に加えない）旨が定められていた。

当職が当庁に異動し関与を開始した時点で、既に終局に近い段階であり、かつ、当該契約上、担保に含まれながら担保権の実行等の基準となる時価評価額には含まれない銘柄の株式が存在することにつき、説明義務違反を認める方向であったが、担保株式の時価評価額の下落は、主としてリーマンショックによるものであり、たとえ担保権の実行等の基準となる時価評価額に全銘柄を含めたとしても（被告が説明義務を果たしていたとしても）、近いうちに担保株式の強制売却に至ったのではないかと考えた当職が、記録をざっと検討した上で、合議において、上記の疑問を呈した。そして、その結果、当事者に担保株式の全銘柄の株価の推移を明らかにすることとなり、判決においては、説明義務違反と損害との因果関係が否定されるに至った。

今までの審理に加わっていない者が新たな視点を加えることにより、充実した合議が行われたように思う。

回答6

1 初任の際に左陪席を務めた合議体では、原則として全ての事件で、期日ごとに審理計画書（争点、次回までの準備事項、終局までの審理計画の概要等を記載したもの）を当事者

に送付し、争点整理終了時には、主張整理案を裁判所（左陪席・部総括）が作成し、当事者から同意を得た上で調書に添付していた。そのため計画的審理が実現でき、当事者との間で争いのない事実、争点及び重要な主張（間接事実に係るものを含む。）について共通認識が得られ、和解成立率が5割を超えていた。また、右陪席も主張整理案及び陳述書により事案を把握し、争点整理終盤以降には実質的合議ができる状態であった。このような合議により、あらゆる事案において質の高い裁判を実現し得ると考える。

2 失敗したと思われるは、右陪席として関わった合議事件である。事案は、宝石の売買について錯誤無効又は瑕疵担保責任が成立するかどうかが争点になっているというもので、事実関係の評価次第で両方の結論があり得ると思われるものであった。この件につき、判決起案前の合議の結果に基づいて和解勧告し、和解協議を進めたが、和解協議の過程で合議体の構成員（裁判長、左陪席）が順次異動となり、和解協議決裂後に判決起案を開始したが、判決起案の過程で交代した構成員から従前の合議の結果に異論が出され、再度合議した結果、当初の合議結果と異なる結論となり、和解協議時の前提と異なる内容の判決を言い渡したことがある。合議体の構成員変更の前後における記録検討及び合議を十分に行うべきであったと思われる。

回答7

成年被後見人の相続人である原告が、成年被後見のために成年後見人から死後事務を受任して報酬及び事務処理費用の前払を受けた被告に対し、およそ死後事務委任契約は無効であるとして、前払報酬等の返還を求めた事案があったが、裁判例、文献ともに非常に乏しかったため判断に悩んだ。一般論として成年後見人が成年被後見のために死後事務委任契約を締結することが可能か、成年被後見人の死後の墓地の管理等を目的とする死後事務委任契約は可能か（本件では法定相続人がいたが、成年被後見人との交流はなかった。）、成年後見人が死後事務委任契約を締結するに当たり家庭裁判所に事実上伺いを立て、家庭裁判所がこれを許可したことをどう考慮するのかといったことが問題となった。原審で請求を棄却したが、控訴審で原審の判断に近い内容での和解（受任者の手元に残っている前払報酬等を返還するという内容）で解決した。上記のとおり、先例がない上、波及効も念頭に置かなければならなかつたので、合議の結果、本件特殊性を踏まえ、一般論を展開せず、裁判例の射程を絞るように注意したが、その際、祭祀承継者が直ちには見つかりそうにない背景事情を詳細に認定して、死後事務委任契約を有効と認めたことで判決の説得性が出たのではないかと考えている。

回答8

合議がうまくいかなかつた事例として、判決の結論のみは合議体でなんとなく意見が一致していたものの、争点の位置付けや理由について十分な合議をしていなかつたために、判決起案に時間を要することになり、言渡期日の延期を余儀なくされた事例があつた。構成員全員で時間をとり、きちんと合議する機会を設けなかつたことが難渋した要因である。

回答9

1 充実した合議が行われた事例

特定の業種の厚生年金基金である原告が、掛金を滞納していたA社から事業譲渡を受けた被告に対し、滞納掛金の支払を求めた事案。単独係に係属し、主な争点は商号（A社は片仮名表記、被告はローマ字表記）続用による被告の弁済義務の有無（会社法22条の適用又は類推適用の有無）であるとの認識の下で主張立証がされていた。上記争点に関する意見を聴きたいとして、部で定期的に行っている事案検討会の題材とされたが、その中で、滞納掛金につき国税滞納処分の例により処分ができるとされている基金がそもそも民事訴訟で掛金を請求できるのかという疑問が示された。付合議とした上、当事者にその観点からの検討をさせるとともに、類似の裁判例等を収集して、最終的に訴えは不適法との結論に至り却下判決となった。

他の裁判官に一步引いた立場から事案を見てもらい、新たな視点を提供されたことによって問題点を見逃さずに済んだ例であるといえる。

2 合議が上手くいかなかった事例

市が所有していた建物を公売により取得した原告が、同建物の固定資産課税台帳の登録価格が公売時の売値参考価格の基となった鑑定書における価額の数倍となっているとして、審査委員会の審査決定の取消しを求めた事案。最判H25.7.12の「特別の事情」の有無の観点から審理し、合議の結果これを認めることはできないという心証で一致して弁論終結。主任裁判官が判決を起案したが、原告が最も関心を有している上記鑑定額との差の点を判断の中でどのように位置付け、どこまで踏み込んで説示するのかについて意見が割れ、言渡し直前まで起案の修正が続いた。

終結段階での合議において、上記最判の読み方や本件への当てはめ等に関する議論が抽象的なものにとどまっていたことが原因であると考えられる。

回答10

合議がうまくいかず、終結段階で難渋したのは、日頃の合議が十分でない事によるが、合議を充実させるには、一定の時間をかける必要がある。また、終結前に、記録に十分に目を通し、時間をかけて心証の合議をしておくことも重要と思う。さらに、左陪席の経験年数も考慮しておく必要がある。

財産分与が主たる争点であった離婚訴訟であったが、当事者の主張があまりにも細部にわたり、判断すべき事項の整理が十分にできていないまま、長期未済事件でもあったことから終結し、左陪席の起案をもとに合議をしたが、証拠が不十分であったり、当事者に争いがあるのかないのか明確になっていない事項が多くあり、強引な認定をするなどして判決をした事案があった。

回答11

高裁勤務時の経験になるが、原審の結論は維持したいが、法律構成に難があり、その点を解決する他の法律構成も見つからなかったため、原判決を取り消すべきか迷う事件があった。合議体の構成員の意見も一致せず、個人的に他の部の裁判官に相談したところでも様々な意見が出たため、当事者に裁判所の悩みを率直に伝え、その点について主張書面を出してもらい、その都度合議体での議論を重ねた。当事者に対しては、二転三転する合議体の心証を、その都度伝えていたため、翻弄してしまった感もないではなかったが、最終的な合議がまとまつ

た段階で、合議体としての最終的な結論は原審維持であるが、判断が微妙な事件であるため和解をしてほしいと話したところ、それまでの（二転三転の）経緯を見ていたせいか、双方代理人が当事者を説得し、すぐに折半での和解となった。判決には至らなかったが、判決になつたとすれば、合議を重ねたことにより、同じ結論であつても十分な検討がされたものになつたと思われるし、判決に対する当事者の納得も得られやすくなつたものと考える。合議は、判断の難しい事件（必ずしも難解なものというわけではなく、証拠が不十分な事件、有力な反対証拠がある事件、事件の見立てやるべき結論について意見が分かれる事件）であるほど充実したものになると感じている。

回答12

充実した合議がされるためには検討対象が具体化されていることが必要であり、可能な限り、前倒しで判決案を作成しておくのが望ましいものと考えられる。このような過程で、明確に意識されていなかった問題点を見つけたときなどには、最終的に裁判の質の向上につながっているものと思われる。

合議が難渋した例として、重要な証拠について検討が不十分な段階で合議に臨んだため、合議を混乱させてしまったことがあった。要因は、合議に先立っての検討の不足であり、主任でない場合であつても重要な証拠は直接記録に当たる必要があると反省した。

回答13

左陪席主任事件は、裁判長と左陪席の受命で争点整理や和解が行われることが多く、右陪席の関与も乏しくなりがちであるが、証拠調後の和解や判決等、合議体全員が揃う場面では、3人がそれぞれの立場で意見や疑問を出し合うことにより合議が充実するという実感がある。また、ある事案では、裁判長がA説、B説という二通りの理由を起案し、これらを比較検討するという方式で合議をしたが、裁判長が自ら悩みを示すことにより陪席も議論がしやすくなり、非常に有益であった。

一方、合議が上手くいかなかつたという事例としては、左陪席から提出された起案の結論が弁論終結の時点で合議されていた結論と異なり、対応に苦慮した事例がある。とりわけ経験の少ない左陪席については、右陪席や裁判長に対して適時適切に合議ないしそれに至るまでの相談を持ちかけられるよう配慮する必要があると感じた。

回答14

- これまでに所属した知財部及び高裁においては、充実した合議が行われていたと思う。合議において、当事者の主張の骨子について整理を行った上で、重要な証拠を踏まえた主任裁判官の意見（判決理由の骨子となるもの）を記載した合議メモを作成して合議することで、終結時には判決の結論のみならず理由の筋道ができあがっているため、当事者に対する和解の説得力が増し、和解に至るケースも多かつたように思う。
- 一方で、着任後の初回の弁論期日で結審した事件では、極めて多数の争点があり、判決起案の段階で、個々の争点について十分な検証ができていなかつたため証拠が足りていなかつたことが判明するなど、難渋した事例もあった。複雑困難な事件を処理する際には、このようなことが生じることは避け難い面があるが、これも審理の各段階において十分な検討

を行うことで減らすことができるのではないかと思われる。

回答 15

医療訴訟において、当事者の主張が出揃った段階で、和解勧試をして和解期日を重ねていたが、結局和解に至らず判決となった事案において、事前の合議が不十分なまま判決起案に至ったことから、過失の具体的な内容の特定・分析を欠く起案が提出され、構成段階から大幅な修正を要することとなり、苦慮したことがあった。この事案については、和解勧試に際して簡単な心証合議を行ったのみで、過失の構成等の判断のプロセスや理由付けについて合議がなされないままであったため、上記問題が生じたものであり、合議体において具体的に議論することの重要性を痛感した。

回答 16

合議体の全員で事案の概要と争点を押さえ、時系列的に動かし難い事実を確認し、証拠構造をみれば、自ずから判断の分かれ道はどこかが分かり、核心部分の立証手段が人証ということになれば、どのような補助事実があるのかを検討し、その点の主張が不十分である場合には当事者に釈明していけば、自ずから事案の解明が図られ、ひいてはこれが和解につながることになります。和解が成立しない場合でも、左陪席による判決起案、右陪席及び裁判長による添削が円滑に進み、適正迅速な判断に資することになろうかと思われます。

他方、これをしておかなければ、判決書が結論を変えながら何度も往復したり、主任裁判官が起案に苦慮することになります。

回答 17

（終局段階で難渋した事例）

和解案を提案したが、当事者の合意が得られず和解打ち切りとなったところ、和解を提案した際に行った心証合議において、法律上の問題点や過失割合について協議が十分にできておらず、曖昧な点を残していたため、判決合議をした結果、和解案と結論（金額）が相当程度異なることとなり、再度和解を提案したが、結局和解では解決できず、判決に至った事例。

問4 審理の途中から単独事件を付合議にした（あるいは付合議にすることを検討した）事例を紹介してください。また、どのような点を考慮して付合議にした（あるいは検討した）のかも、お書きください。

※次の分類のうち複数の要素に該当する事例は、主な要素と思われるものに分類した。

◎ 事実認定、評価が困難な事案（5件）

事例1

弁護士である被相続人が自分の預金を親族である被告名義の口座に入金したとして、法定相続人である原告が被告に対し、不当利得に基づく返還を求めた事案。被告は被相続人から贈与を受けたとして争った。

（理由） 贈与があったことを窺わせる間接事実があったが、他方、被相続人が別の目的（脱税目的）で被告名義の口座に入金したことを窺わせる間接事実もあり、評価が難しいと考えたため。

事例2

住宅地域に隣接するスーパーの近隣住民がスーパーに対し商品の搬入作業に伴う騒音の差し止めを求めた事案。

（理由） 訴状段階では認容困難な印象を受けたが、弁論準備手続において提出された騒音の測定結果では、かなりやかましいとされる数値であり、一部認容の可能性も含め慎重な検討を要するものと思われたため。

事例3

原告が、先行訴訟により寺（被告）への参詣が認められたのに、違法に拒否されたとして損害賠償を求める事案。被告は、永代経が「典礼その他やむを得ない事由」に当たると主張する。

（理由） 著名な宗教団体での争いであること、宗教的儀式の解釈が争点となること、新聞報道がされたことを考慮したため。

事例4

格闘技の練習生が、ジムの経営者に対し、指導契約上の安全配慮義務に違反したため、スパーリング練習後に急性硬膜下血腫を発症し、半身麻痺の後遺症が残ったとして、債務不履行に基づき、数千万円の損害賠償を求めた事案。

（理由） 原告は脳にダメージを負っておりスパーリング時の記憶がない上、十分なコミュニケーションをとる能力も失われていたため、尋問を実施することすらできず、被告本人尋問とスパーリング相手の尋問は実施したが、被告に有利な供述しか得ることができなかった。また、硬膜下血腫が発生した時期も不明であり、被告がいつどのような義務を履行していれば後遺症が発生しなかったといえるかも明らかではなかった。

事例 5

宗教団体の幹部が除名処分を受け、その無効を主張して地位確認等を求めた事件。

(理由) それなりの規模の宗教団体が被告となり、法律上の争訟性が激しく争われていたため。

◎ 波及効に配慮すべき事案（8件）

事例 6

ある会社から事業譲渡を受け、当該会社と類似した商号を使用している被告について、会社法22条の商号続用責任の類推適用が認められるかどうかが争点となった事案。

(理由) 類推適用の可否につき、他に裁判例のない新判断となることが予想されたため。

事例 7

電話料金の請求につき、A社の約款の解釈が争点となった事案。

(理由) 約款の解釈によっては、A社の電話料金請求に影響を及ぼす可能性があるため。

事例 8

高齢者が死亡し、介護していた子に対し、他の子が、高齢者に対する介護義務違反を理由に損害賠償を求める事案。

(理由) 波及効に配慮するため。

事例 9

冠婚葬祭に係る役務サービス等の提供を受ける契約を解約した際に解約返戻金から控除される解約手数料が消費者契約法9条1号に定める「平均的な損害の額」を超えるものであるから、当該解約手数料の控除は無効であると主張して、原告が被告に対し、解約手数料相当額等の支払を求める事案。

(理由) 当時、全国で同種の集団訴訟が提起されており、世間の耳目を集めていたこともあり、慎重な判断をするため。

事例 10

デリバティブ取引における精算金請求事件。

(理由) 先例に乏しく判断が悩ましい上、同種事案も係属しており判決に波及効が見込まれたため。

事例 11

アパートの一室の賃借人が、隣の部屋においてその居住者を殺害したため、損害を被ったとして、賃貸人が当該殺人者の賃貸借契約上の保証人（父親）に対し、損害賠償を求める事案。

(理由) 損害をどの範囲で認めるかにつき、いまだ裁判例が固まっておらず、世間の耳

目を集める可能性もあると考慮したため。

事例 1 2

大型観光バスが普通車に追突した交通事故において、原告の P T S D との因果関係が問題となつた事案。

(理由) 同争点は判断が困難で波及効にも配慮を要する上、主治医の診断根拠が薄弱で鑑定も必要となつたため。

事例 1 3

公立高校の運動部に所属していた原告が、部活動中に他の部員と衝突して負傷した事故に関し、監督である教師の練習方法の選択ないし練習中の指導監督上の安全配慮義務違反を主張して、地方自治体に対し、国家賠償請求をした事案。

(理由) 波及効に配慮すべき訴訟であつて、また、本件については、監督が選択した当該練習方法に内在する危険性の高さや、練習の実施状況等に照らし、監督の安全配慮義務違反を指摘し得るとの心証を抱いていたため、同種の練習を実施する学校や教師に対する影響に配慮するため。

◎ 高度に専門的知見を要する事案（1件）

事例 1 4

ある施設をバイオ工場に改装するための請負工事の瑕疵に関する損害賠償請求事件。

(理由) 工場として備えるべき性能や、不具合による商品に与えた影響など通常の建築の瑕疵とは異なつた専門的知見が要求される事件と考えられたため。

◎ マンパワーを要する事案（1件）

事例 1 5

工事内容が多岐にわたる請負代金等請求事件。

(理由) 工事内容ごとに事実関係の整理を要すること、関係する書証が膨大な量であることが予想され、その整理に時間を要すると思われたため。

◎その他（2件）

事例 1 6

横領を理由とする損害賠償事件。

(理由) 前任者の下で審理方針が定まらずに長期未済事件となり引継後も審理が迷走しそうであったため。

事例 1 7

受刑者が花粉症の症状を繰り返し訴えたが医師の診察を受けさせないまま放置されたとする国家賠償請求事件。

(理由) 被告（国）側の主張に弱い点があり、釈明を求めるも十分な主張が出てこず、

少額ではあるが認容の心証。単独審での国敗訴の判決のインパクトを考慮したため。

問5 自分が部総括裁判官になったときに、部全体としての事件処理という観点から、合議事件に関する以外に部内で行いたいと考えている取組を紹介してください。

回答1

定期的に裁判官室のミーティングを行い、それぞれの単独事件のうち、進行や結論に難渋している事例を相談し、今後の進行について検討したり、必要に応じて合議に付したりすることで、部全体で事件処理を進める態勢を作りたい。

また、必要に応じて、書記官室のみのミーティングにオブザーバー的立場で参加し、部全体のミーティングには出てこない書記官事務について、裁判官室と協働して検討できるようにしたい。

回答2

定期的なミーティング等において、付合議検討会、単独事件の処理相談、簡易な勉強会等を実施し、陪席裁判官が遠慮なく提案、発言、意見交換できるとともに、困難事件が単独係に埋没しないように努めたいと考えています。

回答3

各裁判官の担当事件につき、長期未済化しているものと特に対応に苦慮しているものを書記官も交えた部内ミーティングで定期的に取り上げ、部内の困難事件の状況を共有化とともに、合議化を検討したり、対応策について担当外の者が意見を述べたりする機会を設けたい。これは現在の所属部でも行っている取組である。

また、右陪席へのプラクティス伝承のため、単独事件を争点整理段階のみ合議化して右陪席と部総括の受命とし、期日進行は専ら右陪席が行い、期日前後に2人で進行や見通しについて意見交換をするという取組をしてみたい。その際、右陪席にはメモ等の作成は求めず、意見交換は専ら口頭で行うことで負担を増やさないように工夫したい。

回答4

書記官との協働の取り組み、弁護士（特に若手）との勉強会、庁全体での研修制度（司法研修所の教材利用、外部講師の講演等）などが考えられる。

回答5

部の全裁判官による、原則全件についての訴状審査。

当庁においては、実際に本年度から当該取組を行っている。これを行うことにより、部に係属する全事件の訴状を全員が1度は検討していることとなり、互いに手持ち事件の相談をしやすく、部全体として事件処理に当たる一助となる。また、合議に付すべき事件を見逃さないという効果もある。なお、当該審査は、あくまで上記の趣旨に照らし、簡易に、短時間で行う（1日のうちに全員が見てしまう）ことが肝要であり、過払や賃料未払による建物明渡事件など、事件の内容によっては全員による審査を省略するなどの工夫も必要と思われる。

回答 6

部内の陪席裁判官に対し、苦慮している事件がないか、不得意にしている分野がないか把握するため、積極的に声かけ、ミーティング等によるコミュニケーションを図り、事件の処理状況を把握した上、適切な支援（付合議、擬似合議、助言等）を行うとともに、部内の事件配点割合、合議の在り方が適切かどうか定期的に検討し、必要に応じて見直していきたい。

回答 7

まず、1つ目に、それぞれが持っている単独事件の心証や審理の方針について、合議体の中で気軽に相談できるような体制を作る取組を行いたい。1人支部で勤務していたとき、手持ちの単独事件について、誰かに事件の結論や審理方針についての感触や意見を聴きたいと思っても、聴くことができず、合議のありがたさを身に染みて感じたことがあった。合議体で、上記のようなことができれば、他の人に余り負担をかけずに合議のメリットを取り込むことができ、結果的に単独事件の質の向上にもつながると思われる。

2つ目に、それぞれの手持ち件数、事件の質、繁忙度等について部内の認識を共通にし、部内の単独事件と合議事件の件数を適正に保つために、定期的に協議する場を設ける取組をしたい。合議事件が多すぎると、合議が形骸化するおそれがあるし、合議が少なく、単独事件が多いと、合議のメリットを活かし切れず、いずれにしても部全体としての事件処理の観点から問題が生じると考えるからである。

回答 8

定期的に部内で各自の単独事件を紹介、相談する機会を設けたい。具体的には、各裁判官が事件処理に困難を感じている事件、係属後一定期間が経過した事件等をそれぞれ紹介し、部内で付合議の要否を検討したり、互いにアドバイスを受けられるようにしたいと考えている。

回答 9

- 1 各単独係から審理運営や判断に悩んでいる事案、付合議もあり得ると考えている事案を提供してもらい、部の裁判官全員で意見交換や協議をする会を定期的に開催する。
- 2 部に新たに配点される事件について、事案が把握できる程度に訴状に目を通し、気になる事件をチェックしておいて、定期的に担当裁判官に進行状況を確認する。

回答 10

情報交換しやすい状況にするため、裁判官全員がそろう機会・時間を作るようになしたい。具体的には、特定の曜日に昼食会をする、月に一回程度、一時間程度のミーティングをするなど定期的に機会を作ることが考えられる。ただ、一方で、単独や合議の期日、合議事件の合議、委員会等の打合せなどとの調整が必要であり、定期的に集まることにすることはかえって負担となるという危惧がある。

また、書記官も入れた部会の際に、実務上問題となった事例の紹介など簡単な検討会をしたい。

回答 1 1

取組というほどのものではないが、事件相談をお互いにするということをやりたいと思っている。特例判事補となり初めて単独事件を扱うようになったときの配属部では、部総括が、自分の単独事件について右陪席に中身を話し、意見を求めるなどを頻繁にされていた。部総括が事件相談をするので、右陪席の側でも事件相談をしやすく、各単独係が持つ事件について、他のメンバーを巻き込みながら考えていくのが当然の環境となっていた。私を含む2人の右陪席はいずれも特例判事補であったため、大して役に立つ意見は出せなかつたと思うのだが、部総括は、人に話をすることで自分の頭の中も整理できるのだと言われていた。この点については、自分が事件相談をする際に、話しているうちに自己解決することもあるなど、自らも効果を実感することができた。有益な体験だったので、将来、陪席裁判官にも是非経験させたい。

回答 1 2

内容が複雑な事案や弁論準備が長期化している事案など、悩ましい単独事件の進行について部内で検討する機会を設けたい。また、単独事件でよく問題となる論点なども、部内で議論をする機会を設けたい。陪席裁判官が相談をしやすい雰囲気を作るためには、裁判長が意識的に自分の単独事件について陪席に相談するのも有用であろう。

回答 1 3

部全体として事件を処理するという体制を構築するためには、合議事件にとどまらず、陪席裁判官の単独事件についても、各係の事件処理の実情を的確に把握する必要がある。日頃から単独事件についても気軽に相談や報告ができるような雰囲気を作るだけでなく、裁判官室のミーティング等、ある程度強制的に意見交換をする場を設けることも必要ではないかと考える。

回答 1 4

特に、単独事件を担当して間もない頃は、多くの事件が初めての経験であり、どのような審理運営をすべきかについて知識が足りないことが多かった。当然、自ら調べて考えるべきであるが、調べて分かるものばかりではなく、経験のある裁判官の知恵を借りることが非常に有用であると思う。部総括裁判官になったら、陪席裁判官が相談しやすい雰囲気を作り、一緒に考えたり、調べたりするなどしたい。また、自らの経験や技法について陪席裁判官に紹介するなど、参考となる情報を積極的に提供できるようにしたい。

回答 1 5

1 情報共有化のための取組

部内の情報共有化のため、毎月行うミーティングにおいて、各裁判官が事件処理の定例報告として、フリーテーマで発表する機会を設けることとしたい。定例報告とすることで、日々の事件処理において、自ずと報告すべき問題点を探し出すような姿勢となり、意識が高まるようにも思われる。

また、日頃から、部総括裁判官が、自らの事件処理に関する悩みについて陪席裁判官に

意見を求めるなどして、裁判官室において各裁判官が気軽に意見交換ができるような環境作りにも配慮したい。

2 部全体（チーム）としての事件処理のための取組

単独事件について、長期未済事件の棚卸しを目的とした定期的なミーティングを行うことを考えている。時期・回数としては、異動期、夏季休廷明け及び年末の年3回程度実施することとし、合議に付すべき事件が単独事件の中に紛れ込んでいないか把握するとともに、部全体としての迅速な事件処理を意識する契機としたい。

回答16

陪席が単独事件の中で判断に迷っている、あるいは進行に苦慮している事件について、合議以外でも有益なアドバイスができる機会があれば良いと思います。ただ、実際のところ、記録を眺めないことには自信をもってアドバイスすることはできないと思います。

仮に、裁判官の独立等との関係上、担当裁判官以外が記録を検討することは適当でないというのであれば、方法としては付合議しかあり得ないのではないかと思いますが、個人的にはそのようなことはないのではないかと考えています。

回答17

単独事件で主張整理が難航している事件、長期化している事件について、気軽に付合議にできるような取組を行いたいと考えている。

そのためには、普段から合議事件だけでなく、個々の裁判官の単独事件についても相談や雑談ができる環境を整えることが重要であり、そのためにも裁判官のミーティング等を定期的に行うなどの取組を行いたい。

回答18

争点整理終盤（証拠調べ前）の事件について、裁判官全員と立会係書記官が参加してカンファレンスを行う。担当裁判官は、事案の概要と争点、証拠方法を簡単に説明して尋問のポイントなどを、担当書記官は、調書の記載、期日間の進行管理などの疑問点を、それぞれ挙げて自由に意見交換をする。係ごとの書記官事務の実情を共有して部内で統一できるところはしていきたい。副次的な効果として、争点整理の確度をあげる、陪席に書記官事務を理解させる、書記官と裁判官の壁を取り除くなどが挙げられる。書記官は、裁判官ごとにやり方が違うことを理由（口実）に、当該事案に適切な事務を考えない、考えても裁判官に伝えないまま裁判官の意見に迎合する傾向が否定できない。この点は、裁判官側の問題も少なくないと感じており、主任と相談しながら、部内における書記官と裁判官の連携のカタチを具体的に作っていきたい。

問6 あなたの行っている標準的な争点整理を念頭に置いて、口頭議論の在り方（特に心証開示や釈明権行使等）、争点の確認・記録化の方法、計画的審理の実施について、日頃考えていることをお書きください。現状や課題はどうか、工夫している点はあるか、当事者の受け止めぶりはどうかなど、どのようなことでも結構です。

回答1

弁論準備手続のみならず、弁論においても、争点の整理や今後の進行の見通しについて、心証開示、釈明権の行使、口頭議論を行うなどして、当事者との間で、現時点での裁判所の関心がある部分や数期日先までの審理の進め方について、共通認識を持てるようにならうとしている。そのために、各事件の進め方についての事前準備を十分に行うように意識している。自らの課題としては、口頭議論等を意識すると、弁論でも、弁論準備でも、相当な時間を費やし、予定時間をオーバーすることや、議論が拡大して当該期日中の整理がおぼつかなくなることがあるので、当該期日で行うべき点を見据えて進めなければならないという点であると考えている。

また、争点が4つを超えるような事件（必ずしも全てではない。）については、証拠調べ前に、争点と争点に関する当事者の主張の要旨を書面で整理し、調書に添付するなどするようしている。

回答2

1 釈明権の行使は積極的に行いますが、これによって当事者から（明らかに）反発を受けることはないという認識です。

暫定的な心証開示については、当該事案の性質や当事者（代理人）の個性によるところが大きいです。運用としては、「主張と争点の整理は一応終えた段階ですので、証拠調べ前の話合いはいかがですか。」と明示した上で、さらに、「断言するつもりはありませんが…」と断った上で、個別に心証を開示することが多いです。

なお、個別に意見を聴取する場合は、昨今の事情にかんがみ、次回以降の期日に裁判官の発言として取り上げられたり、場合よっては録音されている可能性があることを常に想定しながら対応をしています。

2 争点が相当数になる場合や、一言で表現できないような争点の場合は、裁判所が争点を適切に把握していることを示す目的で、書記官立会いの下、調書に記載することとしていますが、それ以外の多くの事件では、争点自体はこれまでの手続において明らかであるとして、特に調書上の明記まではしていません。

3 もっとも、暫定的な争点やそれに対する立証方法の予定や、求釈明に対する回答期限、本来主張すべき主張や通常存在するはずの証拠の提出期限等については、口頭で確認の上、調書に明記することが多いです。

それ以外の期日でのやりとりや、裁判所の考えている方向性や、調書に記載できない当事者の発言あるいは意見等については、書記官に交付する「手続進行メモ」において相当程度詳細に記載してこれを記録外に綴り、後日の振り返りや期日間の書記官事務に役立てることにしています。

4 準備が遅い当事者との関係で、次々回期日以降の予定が決まっていることを示すために、2、3回期日先の予定を期日で確認し合うことはありますが、審理予定をスケジュール化することまではしていません。

回答3

1 口頭による心証開示や釈明権行使は弁論準備手続の早期から積極的に行っているが、代理人がいる場合は「本人に確認してから書面で回答する。」という反応をされることが多く、活発な議論に発展する事例は少ないのが現状である。理想としては、期日に口頭で議論する事項を裁判所から事前に具体的な形で示し、当事者に事前準備の機会を与えたいところであるが、実践はできていない。次善の策として、本人・担当者の同行を求め、代理人が期日内で事実関係を確認することができる形での争点整理を多用している。

争点整理の終盤で行う口頭議論では、暫定的な心証を明確に示して反論・反証を求め、心証が誤っていると感じれば修正し、反論・反証に理由がない場合にはその旨を丁寧に説明するように努めている。反発を受けることもあるが、有効な反論があれば考え方を直すというスタンスを明確にしていることもある。最終的には心証を覆せるように補充主張・立証に努めるという前向きな対応をしてもらえることが多い。

2 争点の確認・記録化については、裁判所が考える中心的争点を口頭で伝えて当事者に確認し、共有化できた段階で当事者に準備書面への記載と主張のまとめを促し、最終的には確認された争点の要旨を調書に記載して記録化している。もっとも、その後の人証調べや和解協議を通じて上記の争点の確認が適切でないことが判明し、判決前に改めて整理し直した事案も散見され、このような事態を減らすことが課題となっている。

3 計画的審理については、少なくとも2、3期日先の審理予定を示し、当事者に意見を求めるようにしているのが現状であるが、当事者に審理終結までの具体的な道筋を示すまでに至る事案は多くない。合議事件に関与する中で、裁判長との力量の差を最も強く感じるのがこの点であり、終局処分までのプロセスを具体的に予測して審理計画を立てる総合力を身に着ける必要性を痛感している。

回答4

裁判所が、記録を読み込んで事案を把握し、不明な点があれば期日に代理人に求釈明し、毎回、争点と双方の主張の内容につき共通認識を得るようにしている。特に議論することができない期日でも、裁判官が、当該期日までに提出された準備書面や書証の内容を口頭で要約し、当事者に補足する点がないか確認している。双方の主張反論が概ね出揃うころには、和解か判決かを打診し、後者であれば、陳述書・証拠申出書を提出する時期を確認し、人証期日の予約をして計画的審理をする。心証開示は、主張反論が揃った段階で個別にすることが多く（和解の見込みがある場合。その他の場合は消極的。）、その他、尋問直後の和解時にしている（ほぼ全件）。争点の確認は、期日毎に共通認識を得る中でできるため、別途、弁論準備手続終了時に争点の記録化を行っていない。ただし、事案によっては、裁判所が争点を確認し、書記官に調書への記載を指示している（当事者の主張を含む場合もある。）。例えば、本人訴訟の場合、適切な主張書面が提出されない、次回以降出頭するか不明といったことが考えられるため、その都度、出頭した本人に対し、請求原因の認否や、主張の確認

を行い、調書に記載する運用をしている。

回答5

1 口頭議論の在り方

準備書面の内容や証拠（特に書証）の有無について、疑問に思ったことはどんどん当事者に質問し、議論することで、争点に関する認識、各主張の強い部分・弱い部分を三者で共有する必要があると考えている。

事前に記録を検討した際に生じた疑問点を付箋等にメモした上で期日に臨み、当事者に質問した結果を調書に残すようにしているほか、特に和解協議の場において、言葉を選びながら、証拠による裏付けの乏しい箇所を率直に指摘し、譲歩を求めるなどしている。なお、数は少ないが、代理人によっては、指摘すればするほど、不合理と思われる新たな請求・弁明・証拠を追加するなど、かえって争点が拡散してしまうこともある。

2 争点の確認・記録化の方法

どんなに遅くとも弁論準備の終結段階までには、当事者と争点に関する認識を共有（争点を確認）し、記録化する必要がある。また、損害項目が多岐にわたる横領等の事案では、裁判所が自ら整理案や損害の一覧表を作成して当事者に補充を促し、裁判所の和解案の作成にもこれを利用するといった工夫を行っている。

ただし、前記1のとおり、毎期日に疑問点を質問・議論し、結果を調書に残しているため、実情としては、単純な事案においては弁論準備の終結時に改めて争点を確認・記録化しないことも、少なくないように思われる。これを機に、更に記録化を意識してまいりたい。

3 計画的審理の実施

中心的争点が把握でき、かつ、尋問前の和解が困難な場合には、その後の主張補充、陳述書提出・人証申出、尋問実施までに至る期日を必ず複数指定するようにしているが、実情としては、その前の争点整理初期の段階で、審理の見通しを適切に把握し複数期日を指定することまではできていないよう思われる。争点整理の初期の段階で計画を立ててもそのとおりに進行しないことがままあるのはもちろんであるが、ある程度複雑な事案においては、福岡の早期事案説明期日等の取組を参考に、早期に中心的争点を把握し、計画的な審理を実践してまいりたい。

回答6

1 意識的に口頭で求釈明や心証開示を行って、代理人の発言を求め、口頭協議の活性化に努めている。効果的に口頭協議ができる時期は、双方の基本的な主張が出揃った時期であり、弁論準備手続期日において30分程度の時間をかけて行う場合が多い。事前に口頭協議を行うことを告知することもある。答弁書の内容が充実している場合には、第1回口頭弁論期日から口頭協議を行うこともある。なお、対席の口頭協議の場面で心証開示をするのは、争点のうち重要と考えているもの、重要と考えている間接事実や証拠、法的観点などであり、結論に関わる心証については和解協議において個別に話すことしている。

2 口頭協議の成果（確認された争点、撤回された主張等）は、調書に簡単に記載することもあるが、次の期日までに口頭協議の結果を踏まえて主張を整理した準備書面を提出して

もらうことにより記録化することが多い。

- 3 口頭協議においては、争点、証拠の有無のみならず、審理計画（和解協議を含む。）についても議論し、できる限り争点整理終了までの暫定的な審理計画を立て、少なくとも2、3回先の期日までの審理計画を立てようとしている。次回までの準備事項は調書に記載しているが、中長期的な審理計画は口頭で確認するにとどめている。
- 4 口頭協議や計画的審理について代理人から抵抗されることはほとんどない。代理人の個性によっては、期日で率直な口頭協議ができないこともある。しかし、不意打ちの判決を避けるため、裁判所からの求釈明や心証開示は行っている。

回答7

当事者双方が積極的かつ的確な主張立証をし、争点が自ずと絞られてくる事件もあるが、そうではない事件も一定数あるので、訴訟の進行について責任を負う裁判所として、口頭で主張立証を促すとともに、立証が不十分な点、人証での立証が難しいと思われる点はその旨を指摘するようにしている。もっとも、主張立証を促す場合は、当事者間の公平を害しないように注意している。

上記のような争点整理手続を通じて、自ずと争点が明らかとなり、当事者間と裁判所との間で共通の認識を持つことが可能になるので、準備手続終結の際に改めて明示的に争点を確認し、確認した争点を調書に残すことはそれほど多くない。しかし、争点整理手続での当事者とのやりとりや、人証採否の段階で出された人証申請書記載の証明すべき事実及び尋問事項などから、当事者が争点について誤解しているおそれがあると感じたときは、効率的な証拠調べができるように、改めて争点について当事者との間で明示的に確認し、これを調書に残している。このような手続を経て明らかになった争点について判断した判決について控訴された際、当事者から不意打ちであるなどの指摘を受けた経験はこれまでのところはない。ただ、証拠調べの際に結論に影響しない事実を一定の時間をかけて質問する場面に遭遇し、口頭での争点の掘り下げをもう少しするか、尋問事項を絞らせるべきであったと反省することもある。

計画審理については、訴え当初の段階で終局段階までの審理の計画を立てたことはない。しかし、一定程度訴訟が進行した段階で、あとどのくらい（期間ではなく回数）で争点整理を終えるか、争点整理を終えた段階で和解をするかどうかなどについて、当事者との間で協議をし、今後の訴訟の進行についてある程度の見通しを共有できるようにしている。また、異動予定前の年に限るが、後任者に引き継ぐと、当事者にとっても後任者にとってそれなりの負担になりそうな事件は、争点整理手続が終了する少し前の段階で、争点整理の時期、証拠調べの時期、最終準備書面提出及び終結の時期、判決言渡し時期について当事者との間で協議し、原則としてこれに従って訴訟進行を計っている。また、専門的知見を必要とする事件については、早期の段階で専門家を関与させる時期、方法（付調停、専門委員、鑑定）について当事者との間で協議し、審理の長期化を招かないようにしている。

回答8

通常は、弁論期日で双方の主張が概ね出された段階（3ないし4回期日を経た後）で、弁論準備に付して争点整理を行っている。ほとんどの事件については、争点の把握にさほど困

難を感じることはなく、双方当事者の認識ともズレがないと思われることから、争点の確認を口頭で行うにとどまっており、特に争点が複雑である場合や当事者から希望があるような場合を除いて、調書には記載していない。主たる争点が何かというレベルでは共通認識ができるものの、細かい間接事実や客観証拠の存否について十分に整理しないまま、当事者からの主張、立証が尽きると、安易に争点整理を終えてしまう場合があり、尋問中に重要な証拠の存在が明らかになったり、判決起案時に釈明しておくべきであった点に気付くなど、事後的に争点整理が不十分であったことに気付くこともある。

計画的審理の実施については、当事者の訴訟進行に特に問題がない限り、基本的には当事者の主張、立証に任せて、漫然と期日を重ねているくらいがあり、意識が十分とはいえない。ただし、単独事件では、特に審理計画を定めなくとも半年程度で争点整理が終わる事件がほとんどであり、終局時期までを見通した審理計画を立てる必要性がある事案は少ないと思われる。また、審理計画を立てた場合に、期限に遅れて主張、立証が追加された場合の扱いに苦慮することから、特に問題がある代理人の場合を除いて、主張、立証の期限を定めることに消極的になっている面もある。

回答9

1 心証開示等について

弁護士会からは、裁判所の心証開示が不十分であるという指摘をしばしばされているが、そこでいう「心証」が、結論に関するものなのか、審理の過程における各争点の重み付けや主張立証の足りていない点等に関するものなのか、必ずしも明確でないようと思われる。前者について言えば、和解の場面である程度明らかにしているというのが多くの裁判官の認識であると思われるが、弁護士会は後者の趣旨で言っていることが多いものと推測され、その点で議論がかみ合っていないと感じことがある。

審理の過程における各争点の重み付けや主張立証の足りていない点等に関する裁判所の考えを当事者に伝えた結果、争点が絞り込まれたり、無理筋の主張については深入りしないとの了解が得られたりするのであれば、無駄のない充実した審理につながるが、当事者によってはかえって争点の拡散や関連性の乏しい主張立証の追加による審理の錯そう、長期化が懸念されるため、何をどこまで伝えるかは、当事者や代理人の個性に応じて慎重に検討しているのが実情である。

2 争点の確認等について

争点等の確認は、多くの場合口頭でしか行っておらず、それで特段の不都合も生じていないが、事実関係が錯そうしており、順を追って整理していく必要のある事案については、その期日までの到達点と今後の予定に関する簡単なメモを作成し、期日直後に訴訟記録を構成しない事実上の書面として双方に送付することがある。

3 審理の見通しについて

初期の段階で、双方当事者に進行に関するそれぞれの見通しや希望について確認することにしている。特に、主張が何往復くらい必要になりそうか、どのような立証方法を考えているか（交通事故で後遺症等級が問題となる場合の医師の意見書提出等の予定の有無、被相続人の財産使い込み事案において客観的な資料がどの程度そろっているかなど）、裁判所からの和解案提示を希望する場合、どのタイミングがよいか（尋問前か後か）などを

聞くことが多い。これらは特段記録化せず、各期日において口頭でその時点での進行状況を確認する程度である。

回答 10

口頭議論で整理した結果、次回期日までの当事者の準備事項については、書面の提出期限を調書に記載する際、準備内容を簡潔に記載することで記録化をある程度することができる。しかし、口頭議論の結果を全部記録化することにすると、とくに訴訟の初期段階では当事者が抵抗したり、（記録化されるなら主張に慎重になり）口頭議論 자체が成り立たなくなるおそれもあるので、悩ましい。口頭議論で整理した結果をすべて記録化しなくとも、当該裁判官が終局まで担当するのであれば、弁論準備手続終結時あるいは弁論終結時に、まとめて調書化する方法もあるが、途中で裁判官の交替があった場合には、それまでの口頭で整理が記録上明確に残っていないこと、裁判官個人の手控えがあるとは限らないこと、手控えがあつても、議論の結果なのか、当事者に伝えていない心証なのかもわかりにくいことなど、諸事情が考えられ、安定した訴訟運営にならないのではないかと思っている。

回答 11

争点整理中の心証開示については、当事者は争点としているが見通しが明らかな点について、当事者が主張を重ねることを止めたい場合に、その点については関心がないと述べるとか、結論を直ちに左右しない法律構成について当事者がこだわって主張する場合、いずれの法律構成であっても変わらないなどと述べることがある。釈明権の行使に関しては、疑問に思うことを率直に尋ねるようにしているが、合議事件の主任裁判官として審理をしているときには、心証が伝わるような釈明については慎重にすべきであるとの裁判長の方針の下、検討を重ねた上でなければ釈明しないこともあった。この点、個人的には、審理の途中で裁判官の心証が変わる可能性は十分あるので、現時点の心証に基づいてその都度釈明権行使すればよいのではないかと思っている。事件終局後、勝訴した原告代理人から、私が期日で心証をつぶやいていたのを聞いて、このままでは敗訴するとわかり、必死に主張立証を補充した旨聞かされた経験や、被控訴人代理人に対し、心証を遠回しに告げて和解を勧めたところ、負けるという趣旨であればはつきり言ってもらわないと当事者を説得できない旨言われた経験などがあり、裁判官の心証については、当事者の大きな関心事であって、有利であれ不利であれ伝わることに意義があると考えている。心証開示をして反発を受けた経験は、判事になってからは記憶にないが、特例判事補の頃は、双方代理人の前で、一方に不利な心証を率直に話して反発を受けた経験がある。その原因としては、心証開示の方法を工夫しなかったことが最も大きいが、弁護士側も、（自分よりも）経験年数の少ない若手裁判官に対しては、強い態度に出やすい傾向があるように感じる。

争点の確認については、前任者から事件を引き継いだときや、新件について被告の答弁が出た段階ですることが多い。記録化については、通常は、当事者双方が確認した内容に基づいて主張をするため、特に必要性を感じない一方、記録化しても争点が固定されるわけではないこと、記録化された内容を巡って紛糾する例もみられることなどから、積極的にはやっていない。

計画的審理については、知的財産権事件のように審理モデルが確立され、周知され、当事

者もモデルどおりにやることを望んでいる場合は実施すべきであるが、通常事件の場合、当事者から、相手方の書面を見ないと対応に要する時間がどの程度必要かわからないと言われることが多く、実際そのとおりと思うので、実施するのは困難であると思っており、実施していない。

回答12

弁論準備手続期日にはできるだけ口頭での議論をするよう意識しており、大部分の事件では当事者も違和感なく議論に参加していただいていると認識している。

心証開示について、期日に先立ち、争点と一応の心証を確認して期日に臨んでおり、当事者にも基本的にはそれが伝わるようにしたいと考えているが、争点整理手続の初期の、当事者の認識のずれが大きな段階では、心証が直前に提出された書面から過度の影響を受け（又は受けた印象を与え）反発を招くこともあるため、問題点、疑問点を指摘することで、当事者が自然に共通の認識を形成するよう促すにとどめている。争点整理が進み、和解や人証が視野に入ってきた段階では、より明確な方法、例えば、裁判所が認識する中心的争点を明示することで間接的に他の争点は結論が固まっていることを伝えるなどしている。

証明権行使について、準備書面の記載の趣旨が不明確な場合、相手方の主張に対して議論がかみ合っていない場合、従前の主張と整合しない主張をしている場合、証拠に基づき主張していると思われるのに証拠を提出しない場合などは指摘するが、相手当事者からの指摘がない段階での積極的な証明には慎重である。準備書面で明示的に求証明がされているときは、明示的に相手方に検討を促している。

争点の確認について、争点の多くない通常の事件では特段争点の確認をすることはない。論点が必ずしも明確でない場合、論点が複数で相互の関係が分かりにくい場合などには口頭で確認することもあるが、通常は調書記載はしていない。論点が多数で複雑な事案は、争点整理案を作成したり、当事者に一覧表を作成して提出させたりするなどしている。

計画的審理について、初期の段階から見通しがつくものについては、こちらから弁論準備終結までの期日の目標回数を示すなどしている。必ずしも予定どおりには進行しないが、裁判所が計画的審理を行っていることを示した場合、そうでない場合と比べ、明らかに当事者も計画的進行を意識するようになると感じている。

回答13

口頭議論については、これを受容する代理人との間ではそれなりに実現できている反面、これを受容する雰囲気を持っていない代理人を巻き込むのはなかなか難しい。代理人の抵抗・反発を受けても萎縮することなく心証開示や証明権行使ができるよう努力をすることは自己の課題であるが、合議事件の審理を通じて裁判長の手法を学んだり、他の裁判官と意見交換をするなどして自らの争点整理の手法をブラッシュアップする必要もあると考えている。

争点の確認・記録化については、主張の趣旨や相互関係が不明確な事案などを中心に、まずは口頭で争点を確認している。争点整理の結果を調書に記載している事案は極めてわずかであるが、代理人が、中心的争点ではないと言いながら主張の撤回まではしない場合など、記録化の要否やその方法について迷う場合もある。

計画的審理については、一部の事件について「あと2、3回で主張のやり取りを終わって、人証準備に入りましょう。」、「次回人証の採否をして次々回に証拠調を行い、最終弁論を行って判決をするので、判決は○月頃でしょう。」という程度の緩やかな目処を立ててはあるが、多くの事件では計画的審理を実践するに至っていないのが現状である。とりわけ代理人が主張立証の方針や紛争解決策について的確な見通しを持っていない事案については、計画的審理の実践が極めて困難であるという課題もある。

回答14

口頭議論は適切な判断のためには重要であり、当事者がどこに関心を持っているのかを把握するとともに、裁判所の暫定的な心証を積極的に開示して真の争点を絞り込むことが大切であると考えている。そこで、裁判官が当事者双方の主張の骨子を口頭で簡潔にまとめてその趣旨でよいか確認した上で、争点を確認し、当事者双方に重要な証拠と要証事実との関係について説明を求めるということをしている。代理人が事案を完全に把握している場合は、活発な議論が行われ争点が浮き彫りになったり、証拠が弱いことが明らかになって和解に至ったりするなどするが、代理人が十分に事案を把握していない場合や、冷静に議論ができないような場合には、このような方法を探ることは困難である。

回答15

1 口頭議論の在り方（特に心証開示や釈明権行使等）

現状として、争点整理手続において口頭議論が活発に行われた事件ほど、審理が迅速、円滑に進むことが多いというのが実感であり、裁判所から積極的に釈明するなどして、期日において当事者と疑問点について議論する必要性は高いと思われる。

しかしながら、実情としては、若手、ベテランを問わず、早期の争点整理のために口頭議論に積極的に応ずる代理人は全体として少ないようと思われ、期日を重ねる中で、相手方の主張を見てから主張を追加するなり立証計画を立てようとしている様子がうかがえる。

そのため、裁判所としては、争点整理の早期の段階から暫定的に適宜心証を開示しながら、認容の芽、議論の芽がある主張にしほるなどして、法律上の判断に必要な主張立証を選別し、メリハリを付けて争点を整理しようと試みるが、代理人によっては、反発を招きかねず（法的な根拠には耳を傾けようとせず、自己に不利な心証に対して感情的に拒否的態度を示す代理人も存在しないわけではない。），その対応に苦慮しているのが実情であって、口頭議論を避ける当事者に対する克服策が課題であると感じている。

2 争点の確認・記録化の方法

提出済みの準備書面に関して釈明する中で当事者と議論していき、当事者双方に異議がない内容を調書に残すこととし、調書に記載する内容についても、逐語に近い形で期日において口頭にて確認するように工夫している。

これは、口頭議論の結果を記録化するかどうか、あるいは、記録化する場合の方法に関し、当事者への確認、配慮を怠ると、当事者が口頭議論に対して警戒感を抱きかねないと思われるためである。特に、争点整理の早期の段階では、当事者の調査、検討が十分でない場合もあることに十分留意する必要がある。

早期の段階で口頭議論を活性化させるためには、口頭議論の結果を記録化せず、また、

相手方の不利な主張として準備書面で引用することはしないことを確認した上で、口頭議論を行うなど、率直な意見交換ができるような環境作りが肝要ではないかと思われる。

3 計画的審理の実施

当事者任せにはせず、審理計画は次回期日だけでなく、それ以降も含めた全体的なものを立てて、当事者と意見交換するように心掛けている。

また、早期の段階から、適宜心証を開示していくことで、審理の見通しについての認識を共有し、また、計画的審理につながると考えるが、あまり早くに和解相当な事案であるなどと心証を開示してしまうと、代理人から反発を招くこともあるので、選択肢の一つとして和解を提案してみて反応をうかがうなどの配慮は必要かと思われ、代理人の特性も考慮している（自らにとって不利な見解を示されることに極度に拒否反応を示す代理人も少なからず見受けられる。）。証拠調べ前、特に争点整理の早期の段階で心証を開示する際には、断定的に見解を示すことはせず、その伝え方には慎重を期している。

他面、議論を惜しんだり、裁判所の心証開示を控え過ぎたりしてしまうと、裁判所の意向が正確に伝わらず、早期の紛争解決を阻害しかねないので、そのバランスが難しい。

回答 16

基本的には、記録から得られる情報を整理した上で疑問に思うことはどんどん質問するというスタンスです。口頭議論に対する警戒心や戦闘意欲が高い代理人に対しては、警戒心を解いたり戦闘意欲を削ぐ必要がありますが、基本的にはこちらが真剣な姿勢を見せれば、正面切って文句を言う代理人はまずいないものと思います。

争点整理の前半は、争点の把握と、背景事情を含めた事案の把握に努め、後半は、証拠構造を見極め、核心部分の立証が人証となる場合には、どのような補助事実が支えになり得るのかの把握に努めています。

記録化については、争点の項目を確認した上で調書に記載することがありますが、それ以上に主張整理案を添付するようなことは、年に数件あるかないかで、基本的には行っていません。記録化する場合でも、その内容は要件事実レベルであり、間接事実レベルや証拠評価レベルまでには立ち入ることは、自信が持てないため行っていません。

計画的審理については、事案を見通すことができれば、特段意識せずともうまくいくよう思います。問題は、当事者の主張が代理人による事情聴取もそこで淡泊なものにとどまっているのですが、この類型については、代理人に本腰を入れてもらわない限り事案の解明を図ることができず、下手にあせると、争点はずしや事実認定を誤る危険もあるように思います。このような類型においては、争点整理のための陳述書を提出させるなどして、代理人において事案を把握させることが有用であるように思います。

回答 17

単独事件においては、争点や事実関係が複雑な事案において、主張反論が一通り出た段階で、主張整理案を出すこともあるが、争点が単純な事案においては、期日の早い段階で、口頭で争点を確認する程度であることが多い。

しかし、争点が単純であると考えていた事案においても、判決段階において、争点整理が不十分であったことが判明する場合もあり、事件毎の争点整理の仕方についての見極めが不

十分であることを実感することもある。

争点整理において、当事者との口頭議論が積極的に行えた事件ほど、当事者及び裁判所の事件に対する理解が深まり、話し合いによる適切な解決ができる事案が多いように思われるため、できるだけ口頭議論を活発に行うように努力していきたい。

回答18

1 口頭議論の在り方

心証開示や釈明権行使は積極的に行っていきたいと考えている。ただ、特に手続の早い段階では、見当違いの釈明になるおそれがないわけではない。釈明権行使する場合には、趣旨（理由や目的）を具体的に述べて、当事者に裁判所の考えを理解させ、その上で、当事者から意見をもらうようにしている。

心証開示は、目的意識をもって、タイミングを見誤らないようにすることが重要であると考えており、非常に難しい。心証開示は、おおむね、争点（尋問事項）を絞る、和解による解決を促進させる、その両方を目的にして行うことが多い。心証開示により、不利益に感じた当事者が、争点の的をわざと外した主張立証を始めたり、引き延ばしにかかりたり、進行に支障が生じる事態を招くことも少なくない。当事者には、心証開示前に、開示の目的を理解させて、進行への協力を求めている。それでも、当事者が抵抗するのであれば、開示はせず、別のタイミングや方法を検討することもある。尋問前には、何らかの方法で裁判所の見通しを伝えて、意見を聞きたいところではある。

2 争点の確認・記録化の方法

簡単な事件（争点2つくらい）であれば、口頭で確認し、特に調書への記載はしない。その場合でも、適切な尋問事項書が提出されれば、記録化はできていると考えられる。

複雑な事件であれば、書面や口頭で確認し、争点整理案を調書に添付することもある。作成者は、当事者、裁判所、両方（裁判所と当事者の共同作成）があり、事案の内容や当事者の能力によって、使い分けている。

3 計画的審理の実施

これまで、争点整理段階で2期日程度先の予定を口頭で確認するという程度であり、特に調書に記載するなどはしていないため、代理人から抵抗を示されたことはない。今後は、手続の全体的な計画をたてることについて「意識して」取り組んでみたい。書記官が、担当事件の中で、期日間の書面の提出管理等の事務の軽重を事件ごとに振り分けることも資すると考える。

問7 裁判所自身が、中心的争点や審理の見通しを適切に把握できない場合としては、どのような場合がありますか。また、そのような場合、どのように対応していますか。

回答1

①IT、建築、金融商品等に関して専門的知見を要する事案、②抽象的な契約内容（コンサルティング契約等）や業界の取引慣行といったものなどが請求根拠に関する事案、③不法行為に基づく損害賠償請求につき、過失等の設定が難しい事案、④客観的証拠が乏しく、事実関係をなかなか確定できない事案が考えられる。これらの事案に対処するために、裁判長を始めとする先輩裁判官の意見や経験等を聴いたり、専門委員や調停委員の助けを借りたりするほか、記録を読み込んで当事者に疑問点等について説明をかけ、当事者間で議論をしてもらうことで、把握が難しいながらも一定の結論にたどり着けることがある。

回答2

1 代理人の事情聴取が不足していたり、理解が不十分な事案であることが多いです。

その場合は、「次回期日に、いろいろと質問させていただきますので、期日間に十分打ち合わせしていただかずか、本人を同行下さい。」と伝えたり、事案説明の趣旨であることの了解を得た上で、本人の陳述書を作成してもらうことがあります。

2 裁判官が未経験の事案類型や長期未済の複雑困難事件の検討が不足している場合は、長めの期日を設け、その間に集中的に記録検討及び主張整理なし争点整理一覧表の作成を行っています。

回答3

当事者双方の中心的争点に関する考え方の違いが大きく、かみ合った議論がされていない場合や、主張・立証責任を過度に強調して事案の解明に協力しようとする意識が低く、双方の主張・立証が表面的なものにとどまる場合には、裁判所が中心的争点や審理の見通しを適切に把握することができない。このような場合には、双方に当事者本人その他事情に最も精通した人の出頭を求め、まとまった時間（1～2時間）をとって審尋方式で事情を聴きながら、裁判所の疑問点や心証を率直にぶつけて回答・反論をしてもらい、中心的争点の把握に努め、終了時には今後の審理の見通しをできる限り具体的に示して意見を求めるようしている。代理人・本人の意向等で上記のような機会を持つことが難しい場合には、暫定的な争点整理案（求説明事項も記載したもの）を作成して双方に送付することで主張・立証の活性化を促している。

また、自身の不十分な事前準備や、経験・能力不足によって中心的争点の把握ができず、審理の見通しも立たない場合も少なからずある。手持ち事件相互の処理を計画的に行って事前準備の時間を確保し、経験・能力不足は部総括ほか他の裁判官への相談を通じて補うよう努めているが、十分に対応できているとはいひ難い状況にある。

回答4

1 事案自体複雑で主張証拠整理に相当労力を要する

- 段階的に整理を行う。
- 2 波及効があり先例も乏しく判断に慎重さが求められる場合
→他の裁判官への相談、裁定合議事件とするなど。
- 3 異動直後等のため裁判官による記録の検討が不十分
→可能な限り記録を読み込み、期日に臨む。少なくとも2回目の期日には記録の読み込みを完了する。当事者によるプレゼン方式による説明会。当事者にこれまでの主張をA4用紙2~3枚に要約してもらう。
- 4 裁判官・弁護士に専門的知識・経験が不足
→個々の裁判官・弁護士による日頃の研鑽。専門家の知見を活用（専門委員、調停委員、鑑定）。当事者から提出された意見書の作成者（専門家）による説明会。
- 5 本人の意向を代理人がコントロールできない、裁判所と当事者間の信頼関係が不十分
→まずは裁判所が説得を試みる。ただし是正が期待できない場合は無理をせず、調書に裁判所と当事者のやりとりを残す。

回答5

多数の瑕疵を五月雨的に指摘する建築訴訟、親族による被相続人の預金の横領事案、必ずしも明確な裏付けを有しない信頼関係破壊に関する根拠事実を多数主張する建物明渡訴訟など、主張や証拠が次々と追加され、探索的な調査嘱託等の申出が行われる事案が挙げられる。一定の時期以降は新たな瑕疵を追加しないよう求めたり、調査嘱託については、範囲・時期を特定するよう依頼し、なるべく一度で終えられるよう配慮している。

回答6

証拠の偏在等のため、当事者が探索的かつ網羅的な主張をし、訴訟を通じて徐々に証拠収集をしようとしている事案（事情を知らない者が原告となり、会計担当者や相続財産を管理している親族に対して使途不明金について不当利得返還を請求する事案など）では、中心的争点や審理の見通しを把握しにくい。しかし、そのような事案であっても、口頭協議において、裏付け証拠の有無、立証方針等を確認することにより、ある程度の審理の見通しが立つと思われるし、少なくとも裁判所が考える合理的な期間内に主張立証が終了するよう、主導的に主張立証の順序や期限を調整していくべきであると思われる。

回答7

中心的争点や審理の見通しを適切に把握することができない場合として、①争点が必要以上に拡散している場合と、②主張立証が淡泊（不十分）な場合がある。債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求事件を例にとると、①の場合として、問題となりそうなあらゆる点を過失と主張する場合、②の場合として、過失について「適切な行為をしなかった。」などと評価のみを主張し、具体的な事実について主張立証がされない場合が挙げられる。

①の場合、発生した結果との間に相当因果関係のある過失かどうかという視点を欠いたまま、問題となりそうなあらゆる点を過失と主張していることなどが多いので、上記のような視点から過失を検討した上、更に重要なものから順序を付けてもらうように釈明し、それでも争点が絞れないような場合には、暫定的な心証を明らかにして争点を絞ってもらうよ

うにしている。また、②の場合、相手方においても適切な反論が困難であり、争点が深まらないので、具体的な事実、すなわち、結果回避義務の発生を基礎づける事実、回避義務の不履行を基礎づける事実を主張するよう釈明している。

回答8

裁判所が中心的争点や審理の見通しを適切に把握できない場合として、①当事者が適切な訴訟活動をしない場合、②記録が膨大で争点が多岐にわたる場合、③専門的知見が必要な場合などが考えられる。

①については、弁論準備期日で直接本人から話を聞き、法的に意味のある主張を取り出して調書に記載する、早期に本人の陳述書を提出させ、それをふまえて必要な主張、立証を行うように促すことなどが考えられる。

②については、裁判所が記録を十分に読み込んで準備することはもちろん、当事者の協力も得ながら争点整理表を作成するなど、目に見える形で争点整理を進めていくことが必要である。

③については、当事者から専門家の意見書を証拠として提出させたり、専門委員を選任して争点整理を進めることなどが考えられる。

回答9

1 様々な背景事情があり、別件訴訟も係属しているような場合に、当事者は別件等を通じて全体像を把握しているが、当該事件では当事者が必要と考える限度でしか主張立証していないため、裁判所には何が問題になるのかなかなか見えてこないことがある。逆に、当事者が背景事情として当該事件の判断にはあまり関係がないと思われる点まで事細かに主張立証してくる場合も、中心的争点の把握に難儀することがある。

2 当該事件における要件事実を整理して、各事情がどのように位置付けられるのか（間接事実として意味があるのかないのかなど）を意識し、そのことを率直に当事者に伝えて、共通認識を持って審理を進められるように心掛けている。

回答10

当事者の主張がたびたび変わる場合、見通しを立てにくいし、また、事案を把握しにくい。引継事件の中に、原告に対して裁判所から釈明すると、その都度、次回までに検討して主張を補充するとしながら、期日直前に（補充ではなく）主張を変更する準備書面の提出を繰り返している事案があった。一方、相手方（被告）は多数で、しかも、中心的役割を担ったと思われる人物が代理人弁護士をつけず、本人訴訟であったため、相手方（被告）からの積極的な主張を期待することもできない事情があった。引継後も、原告による主張の変更が繰り返されることが続いたことから、以後、新たな主張をした場合、時機に後れた攻撃防御として却下する場合がある旨警告して、主張をまとめた準備書面を提出させ、進行することとした。

回答11

標記のような場合に当てはまるものが2種類ある。1つは、原告が、不動産に関する工

事で不手際のあった請負業者、その代表者、関連会社に対し、数億円の損害賠償請求訴訟を提起しているが、紛争解決の意欲がみられない事件である。原告は、工事をやり直す費用の請求をしているのだが、被告に支払能力がないことは理解しているし、当該不動産は放置したままであり、被告からの買取申出にも応じない。制裁目的で提訴したものと思われる。原告代理人も、裁判所に事件を理解させようとせず、和解の意欲もなく、立証計画も立てていない。このような事件については、早期に審理を打ち切り、現にある証拠に基づいて淡々と判決するしかないと考えている。もう1つは、提訴段階で法的な検討がされていない事件である。原告代理人において、事件の理解が不十分なまま、本人の言い分をそのまま訴状に書いて出したと推認される。この事件については、訴訟物が明確でないとして被告が答弁をせず、原告に訴訟物を明示するよう促すものの、期日を重ねても明らかにできないという状態であった。そのため、訴訟物を決定づける具体的な質問や、選択肢を用意した質問を投げかけ、その点について回答してもらうという形で訴訟物を特定し、何とか形になりそうである。

回答12

上記の場合としては、事案が複雑な場合、論点が多い場合、当事者の主張が要件事実的整理になじまないものである場合などが考えられよう。このような場合、裁判所としては現状どのように把握しているか、どこが分からぬいかを双方に示して意見を聞くこともあるが、当事者ないし代理人自身も明確に回答できない（しない）こともままあるようと思われる。対応策としては、基本的には地道に各論点をつぶしていくことにならざるを得ないと思われるが、結論（金額）への影響が大きいと論点を絞って優先して審理するなど、事案に応じた工夫も考えられよう。

回答13

当事者の主張が失当とまではいわないまでも、主張として不十分である場合、相手からも的を絞った反論がなく、争点が見極めにくい。また、主張相互の関係をあまりよく検討することなく主張が追加されていく場合、どの主張に力点があるのかがよくわからず、審理の見通しも立てにくい。主張の不十分な点や主張の相互関係等を一つ一つ釈明を重ねて確認していくしかないが、釈明をしても的確な回答が得られなかつたり、相対立する当事者から裁判所の公平性を疑われる懸念もあるため、対応が困難な場合も少なくない。

回答14

代理人が法的位置づけを意識せずに多くの主張をしている場合や、求釈明を繰り返して自らの主張を明らかにしないような場合には、中心的争点や審理の見通しを適切に把握できないことがある。このような場合には、基本に立ち返り、訴訟物を確認して請求原因事実が何か、被告の主張が抗弁事実になり得るのかなどについて検討し、当事者の主張の骨子をまとめることを行うようにしている。

回答15

記録の検討等の事前準備が十分でないと、期日で当事者と議論を交わしたり、釈明を求めることができないため、裁判所が紛争の実態や真の争点を適切に把握することが困難

となり、争点の捉え方や審理の見通しを誤ることが多い。

対応策としては、①予防的措置として、事前準備の期間を確保するため、当事者に対して書面提出期限を明確に定め、その遵守を促す、②事後的措置として、争点整理や和解の場面において、裁判所が考える争点が何か（争点相互の軽重を含む。）について、書面によって客観的に明らかにすることも有用と思われる。

回答 1 6

①双方代理人が表面的な事実主張と認否しかしない場合（その原因としては、代理人の事情聴取不足が考えられます。）、②当事者の言い分を咀嚼せず、準備書面にしている場合（その原因としては、代理人の法的構成不足が考えられます。）、③双方が無関係な主張の応酬を繰り返している場合（その原因としては、依頼者本人の意向を代理人がコントロール仕切っていないことにあると考えられます。）、④専門的な知識が必要であるのに代理人が知識のないまま主張書面を書いている場合があると思われます。いずれの場合もそのまま主張立証を往復させると混乱に拍車がかかるので、このような場合には無理に準備書面を提出せず、まず口頭議論を行って何が混乱の原因かを分析し、誰が何を主張すべきかを整理した上で、主張書面を提出させるのが良いと思われます。

回答 1 7

当事者が、請求原因等を取捨選択することなくやみくもに羅列して主張し、主張を絞ることに協力的でない場合には、結局どの主張が中心的な争点を構成するのか把握できない場合がある。

争点を絞るように指示するが、それがうまくいかない場合には、裁判所がどの争点を中心的争点と考えているのかということを示唆した上で、当該争点を中心とした主張反論を促すこともある。

回答 1 8

事案が複雑、争点が複数あり、争点同士の関係がよく分からぬといいう事案と代理人の主張立証活動に問題がある事案とがある。その両方といいう事案もある。

前者の事案については、弁論準備期日である程度時間をとって、双方代理人と意見交換を行う。説明会方式を活用することもある。期日を充実させるために、当事者には期日前に疑問点などを予告しておき、場合によっては本人や担当者に出席してもらう。

後者の事案については、先に書証と陳述書を提出させて、事案の把握に努めるほかにない。他方の代理人が対応できる場合には、主張立証責任の所在にかかわらず、事実の主張を整理してもらって、他方の代理人には、認否・反論を求める方法で進める。主張立証責任がないことを理由に難色を示す代理人もいるが、まずは事案の解明が大切であることを説明して理解を求めていく。とはいっても、限界はあるので、控訴審の理解を促すために釈明の内容とその後の対応を記録化しておく。

問8 争点整理が上手くいった事例を紹介してください。また、その要因についてもお書きください（自分が担当した事件であれば、合議でも単独でも構いません。また、現在の所属庁のものでなくても構いません。）。

回答1

ゲームソフトウェアの開発に関する損害賠償請求事件で、ソフトウェアの開発が遅延し、最終的に中止となった責任が原被告のいずれにあるかが争点となり、ソフトウェアの開発工程及び各段階で予定される成果物とその際の当事者間のやり取りについて、事実整理を進めたところ、ある段階の成果物に原告主張の不具合があったかどうかが争点となることが判明した。

その要因としては、裁判所及び当事者で協議した事実整理の方向性が良かったことと両代理人がその方向性に従って十分な調査を進め、主張を整理したことが考えられる。

回答2

争点多数で複雑な計算をする遺産関係の事件や、損害（不当利得）項目の多い損害賠償（不当利得返還）事件については、当事者の主張よりも「数字」が重要であることから、争点項目の追加や金額の変更等があっても速やかに対応でき、一覧性も高い資料として、エクセル形式による「争点整理一覧表」を作成しています。

負担は少なくないですが、当事者に示す和解資料として役立つことが多く、判決文で引用することによって判決にも利用できています。

回答3

争点整理が上手くいった事例としては、自宅及び店舗の設計建築に関する請負契約が完成前に頓挫してトラブルとなり、施工者が代金返還と損害賠償の本訴を、建築業者が債務不履行に基づく損害賠償の反訴を提起した事件がある。中心的争点は、工事中止に至った原因が原被告のいずれにあるかであり、被告が当初の合意内容に反して追加工事と追加代金を次々と請求した挙げ句、途中で工事を投げ出したとする原告と、原告が合意内容を超える無理な要求をして工事を妨害したため中止せざるを得なかったとする被告が激しく対立し、当初の合意内容や既施工部分の出来高等、争点は多岐にわたったが、当事者の認否を記載した一覧表を活用するなどして人証調べ前に判断のポイントを整理することができ、判決にも整理した内容をほぼそのまま用いることができた。

要因としては、原告本人と被告代表者の出頭の下での口頭議論による争点整理期日を複数回行い、主張・立証の補充や人証調べのポイントとなる事項を間接事実レベルにまで立ち入って確認することができた点にあったと思う。

回答4

1 建築瑕疵の事案。原告代理人の準備が遅く、瑕疵の主張を文章のみでするため個別の瑕疵の内容・金額が不明確なままであった。裁判所が瑕疵一覧表に原告主張内容をまとめて記入して双方に交付し、これを完成させたいと述べる。その後、双方が協力して一覧表を

完成させることができ、争点が明確化され、判断の遺漏の恐れがなくなった。

2 原告本人訴訟で無理筋の損害賠償請求事案。手書きの大部な準備書面を多数提出してきたため、裁判所がA4の用紙1~2枚に、原告が主張する不法行為及び被告の認否反論を箇条書きにまとめた。期日に双方に上記メモを見せ、調書化することの了解を得て、主張を要約し、簡にして要を得た判決となった。

回答5

サービス付き高齢者向け住宅の事業を計画する被告との間で、コンサルタント業務及び建築設計監理業務の委託契約を締結したものの、設計後に同契約を中途解約された原告が、被告に対し、その出来高相当額の支払を求める事案。

原告の設計図書に基づく施工業者らの見積額は当初いずれも施主である被告の予算を遙かに上回る金額であったため、その後別の施工業者から被告の予算に近い金額で施工可との見積書が出されたものの、結局中途解約されるに至ったとの事情があった。そのため、被告側は、当初、事後的に提出された施工業者の見積書の内容の妥当性を争う姿勢を示し、大量の見積書や図面が書証として提出されたが、当職が、原告の請求の当否を決する中心的争点は、あくまで「委託の内容及びその出来高」ではないかと考え指摘したところ、両代理人ともこれに理解を示し、結局、早期に尋問、和解成立に至った。

当事者の主張に引きずられることなく、要件事実に沿った中心的争点を見極めることができたことが、早期解決に至った要因であると思われる。

回答6

会社間の取引紛争を内容とする単独事件で、主張が一通り出揃ったものの、要件事実を踏まえて整理してみると、当事者の主張の仕方が不適切で主張がかみ合わず、主張されるべき主要事実が主張されていないため、漫然と書面の交換を続けては争点整理の終了時期が見通せないと思われる事案があった。そこで、当事者に上記の問題意識を伝え、主張整理案を手控えとして作成した上、弁論準備手続期日に1時間程度の時間をとって、争点及び証拠関係について当事者と口頭協議を行ったところ、争点に関する主張が噛み合い、暫定的審理計画も樹立できたということがあった。当該事件では、当事者と裁判所とが協働で事案を解決しようという雰囲気が醸成され、口頭協議後、数期日を経て人証調べをし、弁論終結後に心証開示をして和解協議をしたところ、和解成立に至った。

回答7

かつて取引関係のあった原被告間の訴訟において、請求が多岐にわたる事案があった。訴え提起の段階では、原告の主張は要件事実的には過不足のない主張であったが、証拠の提出は少なく、これが影響したためか、被告の答弁書も原告の主張を概括的に否認するだけであり、中心的な争点が把握できなかった。そこで、原告に請求原因事実を立証できる証拠（できれば直接証拠）を提出するように促し、ある程度証拠価値のありそうな直接証拠の提出があった段階で、被告には証拠を検討の上、認めるべきところは認めるよう促した。すると、最終的には被告は請求原因を全て認めたため、争点整理終了の段階では、抗弁2つを争点として残すのみとなった。

争点整理が上手くいった要因として、弁論準備手続で当事者から証拠についてどの請求に対応するものか、成立過程などについて説明を受け、裁判所の証拠価値に関する暫定的な心証を示しながら争点整理を行い、当事者もこれに協力してくれたことが挙げられる。漫然と進行していたら、争点が絞られず、多数の請求原因が争われたままになっていた可能性も高かった。

回答8

被告から神社の石工事を請け負った原告が、請負代金の支払を求めた事案で、多数の工事項目について発注の有無や施工不良の有無が争点となっていたが、双方代理人の協力を得て、双方の主張、立証を一覧表の形で整理することができ、分かり易い形で争点を把握することができた。

同表を用いることで、当事者、裁判所ともに過不足のない尋問を行うことができ、同表を見ながら尋問後の心証を伝えることにより、和解が成立した。

回答9

特定の事例を挙げるのは難しいが、代理人が事案を客観的に見ることができておらず、真剣に争う点と立場上主張せざるを得ないが無理筋と考えている点とを意識した訴訟活動を行っていて、期日においても事案の見通しに関する意見交換を率直に行える雰囲気がある場合には、争点整理がスムーズに進み、和解で終局することも多いように感じる。

回答10

被相続人の預貯金を引き出したとして、被相続人と妻と子らが、長年被相続人と生活をともにしてきた被相続人の親族に対して不法行為に基づく損害賠償を求めている事件において、当初、原告、被告とも事実経過の羅列に近かったが、証拠調べ前に、主位的請求、予備的請求、予備的請求に対する抗弁に整理ができ、さらに予備的請求に対する抗弁（相殺）の主な三つに絞られた。

親族間の紛争であり、感情的な対立になりがちなところを、双方の代理人が協力的であった。

回答11

争点整理が上手くいった事例として、個別に記憶しているものはないが、本人訴訟については、大量の主張が出ていても、裁判所が本人の言い分を聞きながら主張をまとめると、それで落ち着くことが多い。要因としては、代理人弁護士は主張の撤回等にはまず応じないが、本人は裁判所が説得すれば比較的従うためである。なお、高裁勤務時の経験では、法廷で裁判長から撤回等を指示してもらうと代理人弁護士が従うことが多いため、活用していた。また、代理人弁護士についても、争点が多い場合に、「中心的な争点はどれですか？」と尋ねて回答を得ておくと、審理が事実上その点に集中し、主張を撤回してもらったのと同様の結果となることがあるほか、複数の請求原因がある場合、そのうちの1つについて立証が非常に大変であることを強調すると、当該請求原因については主張をあきらめてくれることもないではない。

回答 1 2

内装工事の下請人が元請人に対し多数の追加変更工事の代金を請求した事案で、論点も多数あったが、裁判所で主導的に争点整理表を作成し、突っ込んだ主張、書証のやりとりをさせ、論点ごとの一応の心証を示した上で和解を勧告したところ、和解により終了したものがあった。

また、前任者から引き継いだ遺言無効確認請求事件で、訴訟係属中に当該遺言に先行する遺言の存在が明らかとなっており、当該遺言の効力を争う経済的価値が乏しいことを、率直に指摘したところ、遺産分割協議的な和解により終了したものがあった。

回答 1 3

(請負契約の注文者が仕事未完成の間に解除権（民法 641 条）を行使した場合において請負人に対して賠償すべき損害の額が問題となった事例)

本事例は、一旦請負契約が締結された後、当事者間で仕様変更のための協議が重ねられたものの合意に至らず、結局、注文者が解除権を行使して当初締結した請負契約を解除したため、注文者が請負人に対して賠償すべき損害の額が問題となった事案であった。請負人は、合意に至らなかつた仕様変更のための協議に要した多額の費用（打合せ費用等）全部が損害に含まれると主張し、膨大な事実関係の主張立証を予定していたが、この時点で付合議とし、合議体で検討した結果、請負人に対して賠償すべき損害額は、基本的には、請負人が見込んでいた粗利益を上限として算定すればよいとの結論に至つたことから、当事者に対してその方向での争点整理を促して理解を得ることができ、最終的にはその延長線上で和解が成立した。この事例においては、今後の審理の見通しをつけるべき時期に付合議を選択し、合議体で決定した方針に基づいて当事者を説得することができたことが、成功の要因となったと考える。

回答 1 4

複雑な法律関係であったが、裁判長の発案で、当事者の意見を踏まえつつ単純化した争点整理案を作成したところ、被告の一方が結論を争えないことを理解して和解に至つた事例があった。

回答 1 5

継続的売買契約における売掛金請求の事案につき、主張整理案を書面で提示するに際し、争点を整理するのと併せて、当該争点に関して現時点の証拠関係に基づき検討した結果として、結論に関する裁判所の心証を明らかにした上で、和解案についても提示して検討を促したところ、和解が成立した事案があった。

継続的売買契約のような取引関係が複雑な事案については、口頭議論だけでは限界があり、書面によって双方の主張を整理した上で、当該主張が証拠により認定できるかどうか具体的な検討結果を書面により明らかにすることで、議論が更に深まり、また、中心的争点や判断の見通しについて当事者と認識を共有化することができる場合があるように感じた。

回答 16

原告が、ソフトウェアの開発会社に対し、架空リースを組まれたとして不法行為に基づく損害賠償を請求した事案ですが、争点整理の結果、システム管理のソフトウェアやパソコンの納入を相当数受けたことが分かると、リース代金が不当に高額であったと主張を変遷させ、それに対する反証がされると、そもそも不必要なソフトウェアを納入させられたなどと主張を変遷させ、結局、原告であるのに自ら請求原因を提示せず、裁判所の疑問に対しては、従前の主張を少しずつずらしながら答えるというスタンスに終始する事案がありました。

原告に準備書面を提出させても、被告の主張に難癖を付けるだけで、なかなか請求原因事実を特定しなかったので、弁論準備手続において原告にはレジュメを提出させて主張の骨子をプレゼンさせ、それを下に裁判所が要件事実レベルで主張整理案を書き下し、少しでも異議があれば必ず言うように伝えた上で配布し、異議がなかったので調書添付して争点整理を行った事例があります。

上記は極端な例ですが、争点整理が迷走した場合には、裁判所が要件事実レベルで主張整理案を提示してしまって、これに異議があるかを確認しながら主張整理を行って行く方法も有用であると考えられます。

回答 17

(事例)

建物収去土地明渡（土地賃貸借契約における賃料不払解除に基づくもの）及び未払賃料請求事件（そもそも賃料の合意内容自体に争いがあり、賃料減額請求もされていた。）において、相当賃料についての鑑定を実施した。鑑定事項を定める際に、主に鑑定人の理解を助けるという趣旨で、争いのない前提事実等について当事者の意向を踏まえた書面を作成し、各鑑定事項の意味や位置づけについても十分協議をした上で、鑑定を実施したところ、鑑定内容を踏まえた和解が成立した事案。

(要因)

鑑定を実施する際、当事者及び裁判所が十分な口頭協議を行ったり、前提事実や争点についての確認を行ったことにより、争点に対する理解が深まり、鑑定を効果的に行うことができた。また、期日間の協議において、被告が土地を買い取る方向での和解の可能性が出てきたため、当事者の合意を得た上で、和解のための鑑定事項も付加して鑑定を実施したため、和解協議もスムーズに進行した。

回答 18

ソフトウェアの開発を巡る売買代金の事件で説明会方式を活用して前提事実（知識）を共有した上で、事実主張と法的主張を整理した。手続のはじめの段階で説明会方式を取り入れたこと、双方代理人の理解と協力が得られたこと、担当者の説明が非常にわかりやすかったこと、が争点整理が奏功した要因ではないかと考えている。

高速道路上の5台のトラックの玉突き事故の損害賠償事件で複数の当事者の主張が錯綜して主張整理が尽くせなかった。和解による解決も視野に入れていたため、相被告間の責任の割合を巡る攻防に引きずられた。判決を念頭においていた主張整理を意識するとともに、

和解と争点整理とを混在させないよう手続進行を明確にしておけば良かったと考えている。

問9 争点整理が上手くいかなかった事例を紹介してください。また、その要因と採り得た方策について、事後的な考察で結構ですので書きください（自分が担当した事件であれば、合議でも単独でも構いません。現在の所属庁のものでなくとも構いません。）。

回答1

原告が被告（勤務先の会社）に対し、主位的に退職金支払請求をし、予備的に貸貸人である原告が貸借人である被告に対し返還した敷金相当額についての不当利得返還請求をした事案において、裁判所が、退職金と敷金は金額が異なり（敷金の方が少額）、主位的、予備的の関係に立つ理由も不明確であると考えられる旨を口頭で伝えたところ、原告が予備的請求を取り下げた。しかし、審理を進めると、結局、退職金は支払われていて、同日に、原告が被告から敷金返還請求を受け、これに応じて退職金の中から敷金相当額を返還したことが判明し、争点としては、敷金の返還が相当であったか（そもそも原告が被告から敷金を預かつたか。）に整理され、訴えの交換的変更をして、退職金支払請求を取り下げ、敷金相当額の不当利得返還請求が復活することとなった。

その要因としては、裁判所において、事実関係がまだ把握できていなかった時点で、主張内容についての抽象的な疑義を示してしまったこと、また、その指摘が行われたのが、代理人のが事実関係の調査が不十分な段階であったことにあったのではないかと考えられる。

回答2

争点多数の遺産関係訴訟事件（5年超）について、「争点整理一覧表」の叩き台を作成した上、双方の代理人との間でデータをやりとりし、弁論主義を活用して、代理人との間では、ほとんどの項目（金額）を争いのないものとし、一部を合意しきれない「争点」として残した上、調整案としての裁判所和解案を附加したものを作成させて提示し、一方当事者からはこれをもとにした和解条項案も提出されたところ、それまで期日に出席したことのなかった他方当事者（本人）が、突然、期日に代理人とともに現れ、「白紙に戻す」と述べたことがありました。

このように、本人をコントロールできない代理人の場合、後日において、整理したはずの争点や主張がひっくり返されることがありました。

事案の性質や控訴審移行後を考慮した結果、民訴法157条の発動は留保した状態で、上記当事者に対しては、次回期日までに、自ら双方の主張を整理した一覧表を同型式で作成するよう指示し（他方当事者に負担は掛けさせられない上、裁判所が主導でやり直すのも相当でないので）、それを完成させない限りは新たな主張立証は認めないものと明言して、期日を続行しました。もっとも、本来であれば、直ちに口頭弁論に戻して、強制終了（弁論終結）するのが相当かもしれません。

回答3

争点整理が上手くいかなかった事例としては、請負契約の当事者が最大の争点となる請負代金請求事件において、被告が原告から請求書を受領していたという事実を争いのある重要な間接事実として整理していたところ、本人尋問において被告代表者がこれを主尋問であつ

さり認めたという例がある。被告は、初期段階から原告からの請求書など見たことないと主張しており、原告としても送付記録は残っていないため、控えを提出することしかできない状況にあった。

この事案は、人証調べに至るまでに2年以上を要しており、人証調べ前に遠方から双方代表者の出頭を求め、事前送付した争点整理案をたたき台にして2時間近くかけて口頭議論と和解協議を行ったにもかかわらず、上記間接事実を争いのない事実とすることができなかつた。その原因は、訴訟当初から2年近くも維持してきた主張であるため、まさか自ら覆すことはないであろうとの思い込みのもと、被告代表者に対する再確認を怠つたことにあると考えられる。口頭議論でも全く話題に上らなかつた。もっと早期に代表者を交えた口頭議論の機会を持ち、思い込みを排して争いのある間接事実について丁寧に確認することができていれば、大幅に審理期間を短縮できたのではないかとの忸怩たる思いがある。

なお、この事件は、上記事実を原告が受注者であることを推認させる最重要事実と位置付けて判決をしたところ、控訴もなく確定した。

回答4

金融機関らが無断で担保権を設定したため、不動産競売により所有権を失つたとして、共同不法行為を理由に損害賠償を求めた事案。相当多数の主張書面、書証数百点が提出された。事件を引き継いだ時点で、訴状以外の原告主張書面が未陳述で、書証の取調べがされていなかつた。原告代理人は、これまで提出した準備書面を全て陳述した上で、裁判所がこれを基に主張整理すべきと述べ、原告代理人が要点を絞つた準備書面を作成提出するよう求める裁判所と意見が対立。忌避の申立て・国賠訴訟あり。結局、裁判所は、主張整理をせず、原告から提出された準備書面の陳述、書証の提出をすべて認めて判決をする。

上記の要因は、裁判所が原告を説得できず、主張が未整理のまま終結に至つたことにあら。

今から振り返ると、前裁判所が、準備書面等が提出される期日毎に内容を把握し、主張の骨子を確認して当事者と共通認識を持ちつつ、互いに信頼関係を構築しながら主張整理を行えばよかつたのではないかと考えている。

回答5

保険会社である被告との間で自動車保険契約を締結した原告が、被告に対し、交通事故により負傷し損害を被つたとして、同契約に基づき、人身傷害保険金等を請求する事案。

被告は、当初から①当該交通事故の発生（特に偶然性）を争う一方で、仮にこれが認められるとしても原告の請求額は過大であるとして、じん肺による呼吸機能障害を有する原告の健康状態等に関する各種文書の送付嘱託を求めるなどしたため、②保険金額についても、主張整理に相当な期間を要したが、原告本人や治療に関与した医師の尋問の結果、①偶然性の立証がないとして、②保険金額を判断することなく、請求棄却となつた。

原告の自動車にはわずかな擦過・凹損が認められ、医師も原告について外傷性頸部症候群等と診断していたため、②の点についてもある程度時間をかけて整理せざるを得なかつたが、①の疑問点について当初からかなり突つ込んだ議論をしておけば、早期に棄却の心証を得て、②の整理にそれほど時間を要しなかつたのではないかと反省している。

回答6

相続財産範囲確認請求事件において被相続人所有の株式の生前譲渡の有効性が争われていたが、人証調べの後に弁論を終結し、和解協議をしていたところ、不利な心証を開示された当事者が、弁論再開の申立てとともに、新たな主張を記載した準備書面を提出したことがあった。争点整理段階では問題としていなかった事項を争点にしようという主張であったし、当該争点の判断により結論が左右されないと考えたから、弁論再開をしないまま判決に至った。

当事者側の訴訟追行に問題があったとはいえ、争点整理段階で時間をかけて口頭協議をしておけば、上記の新主張を争点としないことを明示的に確認できていた可能性があり、そうすれば再開の申立てがされなかつたかもしれない。

回答7

証券会社と取引関係にあった原告が被告である証券会社に対し、取引の違法性を主張して損害賠償請求をした事案において、双方の主張立証が淡泊であったため、判決起案の際、判断に困難をきたした。このようになった当事者側の要因として、双方代理人がこの種の事案に不慣れであったため、主張立証がおおざっぱであったことに加え、裁判所側の要因としても、この種の事案は初めてだった上、単独事件の経験も浅く、適切な釈明をできなかつたことが挙げられる。

上記事案のほかにも、当事者の主張立証が淡泊な事案を見かけることがあるが、どのようなことを主張立証してほしいか口頭で釈明するだけでは、要領を得た主張立証がされないことも少なくない。そのような場合、当該事案の参考になる文献を具体的に指摘し、その文献を参照した上で主張立証をするように促すと、裁判所の意図したような主張立証が行われることが多いので、上記事案のときも同様の釈明をすればよかつたと考えている。

回答8

被告に対し、製造機械の部品を継続的に供給した原告が、代金の支払を請求した事案で、被告は供給された部品の多くに欠陥があり、逆に損害を受けたと主張して争っていた。

事前に十分な準備をすることなく、とりあえず弁論準備期日に双方の担当者を呼んで事情を聴取しながら争点整理を行おうとしたが、問題となる部品の数が多く、各部品の形状等に関する理解も不十分であったため、結局、消化不良に終わり、さして争点整理が進まず、その後も五月雨的に当事者から主張、立証が続くことになった。

専門委員を付すなどして、双方の主張をもう少し把握、整理した上で、当事者からの説明を求める機会を持つべきであったと考える。また、裁判所が十分に記録を検討できておらず、最終的にどのような形で争点を整理すべきかのイメージを持っていなかつたことも、上手く行かなかつた要因と思われる。

回答9

1 工事材料の販売業者である原告が、工事現場における下請業者である被告から注文を受けて工事材料を納入したが代金が支払われないとして、その支払を求めた事案。被告は、

当初は当該現場の下請関係の中で原告に当該工事材料を発注していたが、途中で下請関係から離脱し、本件で対象とされている工事材料を発注したのはさらにその下請けであるAであると主張（Aはその後所在不明となっている。）。発注者は被告かAかという観点から争点整理がされ、尋問を経て、発注者はAであり被告は支払義務を負わないとの判決をした。

これに対し、控訴審では、下請関係から離脱するまでは被告が発注していたという経緯を踏まえ、下請関係からの離脱によって被告が以後の発注に関する支払義務を免れることができるかという観点からの主張立証を追加させた上、被告は支払義務を免れないとして、原判決を取り消し認容判決をした。

2 前任者から引き継いだ時点で争点整理手続は終盤となっており、記録検討が必ずしも十分でないまま、それまでの整理について特段疑問を持たずに尋問に入り、弁論を終結したが、判決を起案する段階に至って、何となくポイントがずれたところで判断しているような印象を持った。引継ぎの段階で、発注者が誰かという形式論にとどまらず、下請関係からの離脱という特殊事情がどのように位置付けられるかについて、当事者と議論をして確認しておけばよかったと思う。

回答10

規約違反を理由にした賃貸借契約解除に基づく建物明渡請求事件において、賃借人が飲食店を営んでいたこともあり、訴訟の早期の段階から和解の話が出て、1年近く、調整をしたものまとまらず、和解打ち切り直前で引き継いだ事件があった。訴訟の早期の段階から和解での調整に入ったため、事実関係についての認否反論が十分ではない上、核となる争点が明確になっていない状態ではあったが、当事者は、1年近く和解の調整を続けていたため、すでに主張すべきことはしたつもりであり、あらためて主張整理をすることに消極的であった。見切り発車的に証拠調べをすることになったが、前提となるべき事実関係についても争いがあることが尋問ではじめて明らかになるなどの事態となった。

訴訟の早期の段階から和解で調整している場合に、和解打ち切り後の進行で、主張整理が全くできていないに等しいことがあるが、改めて主張整理を行うことには当事者の抵抗感もある。しかし、裁判所が、通常よりも積極的に釈明をすることにより、主張が不足していることなど、主張整理の必要性について理解してもらう必要がある。

回答11

争点整理が上手くいかなかった事例としては、争点整理案を作成して送付したところ、主張が弱いとわかったのか、原告から追加の請求原因が主張されて争点が増えてしまった事例、請求原因の特定が不十分である事件について、次回こそは特定するとの原告代理人の弁を信じて待っていたが、いっこうに特定されないまま数回期日が空転した事例などがある。請求に無理がある事件については、法律構成が不明確であったり、主張されている事実の訴訟上の位置付けが不明であったりすることが多いため、争点整理をせざるを得なくなることが多いが、原告にとっては、争点が整理されたことによって状況が好転するわけではなく、被告にとっては、時間のかかる争点整理に付き合わされる結果となるので、あまり争点整理に力を入れるべき事件ではないのかもしれない。

また、代理人弁護士については、主張の撤回を求めるなどを試みても、ほぼ失敗する。特定の論点について、理由を示して撤回を勧めた際、一度撤回すると高裁で問題となつたときに主張しにくくなるという理由で断られたことがあるが、時機に後れた攻撃防御方法として却下される可能性等も考えると、やむを得ないと判断している。

回答 1 2

型枠作業の下請人が元請人に対し請負代金を請求した事案で、それ自体は争点となつていなかつた工事期間中の出来高につき、十分整理ができない段階で和解を試みたところ、当事者に不信感を与えてしまつた事例があつた。

予め前提事実を書き出すなどしていれば、問題の所在に気付くことができた可能性があつたと考えられ、中程度に複雑な事案についてもなお慎重に争点整理をする必要があると反省した。

回答 1 3

(遺産分割の対象外とされた財産をめぐる不当利得が問題となつた事例)

本事例は、既に遺産分割審判を終えた相続人間において、遺産分割の対象外とされた財産をめぐる不当利得が問題となつた事案であったが、原告の請求原因がよく理解できず、原告に対する釈明を重ねていくうちに、結局、当初の請求原因とは全く異なる請求原因にたどり着いてしまつたという事例である。被告からは時機に遅れた攻撃防御方法である旨の主張もなされたものの、裁判所が釈明を重ねた結果たどり着いた結論であったこと、取下げ及び再訴を促すよりもこのまま最終判断をした方が双方にとって利益であると考えたこと、請求原因の変更によりさらなる審理を要することもなかつたことから、審理を進め判決に至つた。原告が事案に即した請求原因をするまでに多数回の期日を要したことから、裁判所が原告のためにここまで手をかけていわば後見的に争点整理をする必要があつたのか、早期の段階で主張自体失当等の判断をすべきではなかつたか、迷いが残る事案である。

回答 1 4

国家賠償請求事件において、事案の性質上、弁論準備に付さず、弁論を続行していたところ、こちらが考える争点との関連性が必ずしも強くないと思われることについて当事者が多くの主張をし、そのために審理の進行が遅延したことがあつた。弁論期日であつても、できる限り裁判所が重要と考える点を明確にして、当事者に主張立証の方向性を示すことが必要ではないかと考えさせられた。

回答 1 5

遺留分減殺請求の事案で、1年以上をかけて争点整理期日を重ねた後、裁判所から主張整理案を提示したところ、原告が、自己に不利な主張を撤回して、新たな主張を追加するとともに、訴えの変更を繰り返すなどし、更なる争点整理を要することになつた事件があつた。

この事件は、遺留分算定の基礎となる財産の範囲等、検討事項が多岐にわたることに加え、期日直前に分量のある準備書面が提出されることが繰り返されたことから、事案の検討が不十分な状態で期日に臨むことが多かつた。そのため、充実した議論や適切な釈明権の行使を

することができないまま、主張整理案を提示することとなった結果、上記事態に陥ってしまったものである。主張が出揃った段階で、当事者と口頭議論をする期日を別途設ける、あるいは、新たな主張がないことを確認した上で、主張を整理すべきであったと反省している。

回答16

不動産の買主が売主に対し不動産の引渡しを請求した事案で、売主の被告が売買契約を否認し、所有権移転登記の関係書類は偽造だと主張した事案がありました。早期に争点整理を打ち切って人証に突入したところ、当事者間には売買契約とは別に買戻特約があることが判明し、尋問から明らかになった一連の経緯からすると、当該売買は譲渡担保であることが濃厚であり、譲渡担保であれば清算金の有無及びその額が問題となるのにそれらの点の審理は全く行っていなかったので、再度弁論準備に付して争点整理を行いました。

要因としては、訴訟代理人が事情聴取もしないまま主張をしているのに対し、裁判所としても事案の解明を図らずに乗つかってしまったことがあると思います。

回答17

(事例)

建築瑕疵の事例（寺院建築において、瑕疵の有無及び補修方法が問題になった事例）において、争点整理や判断の前提となる専門的知見を得るために専門委員を選任したが、一方当事者が専門委員からの聴取事項について異議を述べ、記録に残すことができなかった。結局、その後鑑定を行うこととなった。

(要因・取り得た方策)

専門委員から意見を聴取するに当たっては、どのような事項を聴取するのかについて、当事者双方の意向を踏まえてあらかじめ聴取事項を用意していたが、聴取結果をどのような形で残すのかについては、曖昧にしたままであったため、専門委員からの聴取結果を有効に活用できなかった。

また、当事者の意向をもっときっちりと把握していれば、聴取結果を活用できた可能性もあるし、むしろ専門委員という選択が適切でないと判断でき、最初から鑑定を選択していた可能性もあったのではないかと考えている。